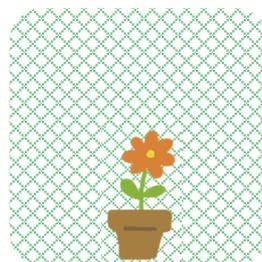
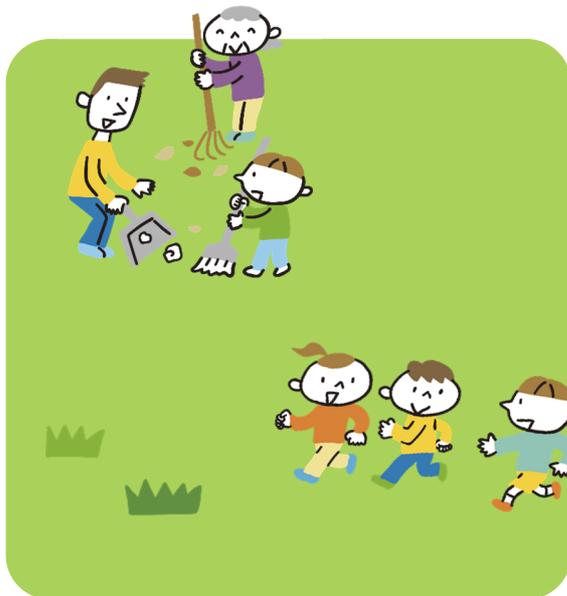


第4期白川町地域福祉計画・ 白川町地域福祉活動計画

令和7年度  令和11年度



令和7年3月

白川町

社会福祉法人 白川町社会福祉協議会

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定にあたって踏まえる事項.....	1
2 計画策定の背景と趣旨.....	4
3 計画の位置づけと計画期間.....	5
第2章 白川町の現状	8
1 統計からみる状況.....	8
2 町民意識調査からみえる状況.....	16
3 団体ヒアリング調査からみえる状況.....	25
4 地区福祉座談会からみえる地域の状況.....	27
5 現状を踏まえた主要課題.....	33
第3章 計画の基本的な考え方	34
1 基本理念.....	34
2 基本目標.....	35
3 施策の体系.....	36
4 計画を進める上での視点.....	37
第4章 施策の展開	39
基本目標1 誰一人取り残さない支え合いの地域づくり.....	40
基本目標2 適切な支援につなぐ仕組みづくり.....	49
基本目標3 安心して暮らせるまちづくり.....	59
第5章 白川町成年後見制度利用促進計画.....	64
1 計画策定の背景と趣旨.....	64
2 計画の基本方針.....	64
3 具体的な取組.....	65
第6章 白川町再犯防止推進計画	66
1 計画策定の背景と趣旨.....	66
2 計画の基本方針.....	66
3 具体的な取組.....	67
第7章 今後の推進にあたって	68
1 協働による計画の推進.....	68
2 計画の推進体制と評価.....	70
資料編	71

第 1 章 計画策定にあたって

1 策定にあたって踏まえる事項

(1) 地域福祉について

地域福祉とは、誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して“幸せな暮らし”が送れるよう、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がお互いに支え合い・助け合いながら地域づくりに取り組む考え方です。

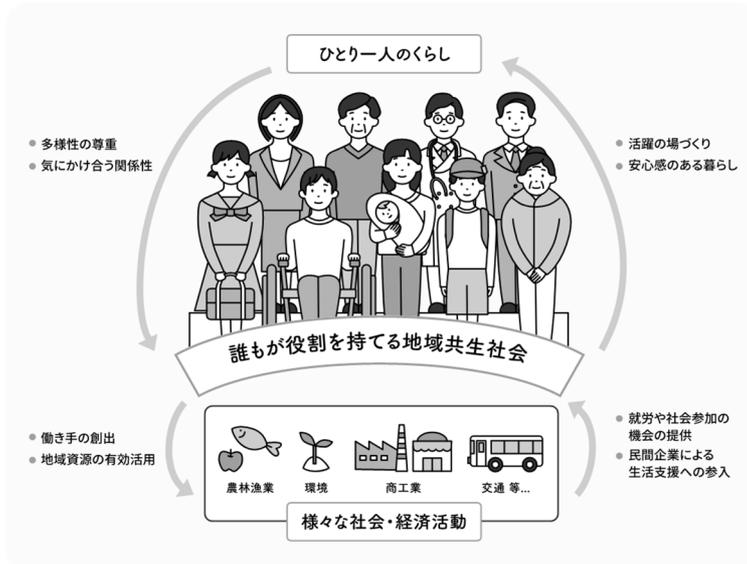
近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容、全国的な人口減少などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。白川町（以下、「本町」という。）も例外ではありません。そうした要因から福祉に対するニーズが多様化・複雑化する中、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに支え合い、助け合うことが必要となります。

(2) 地域共生社会の考え方

平成 28 年 7 月に、厚生労働省に『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』が設置され、「地域共生社会」の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられました。

「地域共生社会」は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

■地域共生社会イメージ



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

(3) 法律等の動向

- 平成 12 年 6 月公布の社会福祉法改正で地域福祉計画の策定が規定されて以降、平成 28 年 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」における地域共生社会の理念提示、平成 29 年 6 月公布の社会福祉法一部改正における地域福祉計画策定の努力義務化等が進められました。
- 令和 2 年 6 月公布の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律では、市町村における包括的な支援体制構築のための支援が規定され、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。重層的支援体制整備事業は、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援と、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するものです。

■第 3 期白川町地域福祉計画・白川町地域福祉活動計画計画期間中の国の主な動き

	法律・通知関係	報告書・会議関係
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省通知「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の一部を改正する件について」 ・「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（地域福祉計画策定ガイドライン）」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「孤独・孤立対策の重点計画」閣議決定
令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立 ・「こども基本法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 ・「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」まとめ
令和 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「孤独・孤立対策推進法」成立 ・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二次再犯防止推進計画」閣議決定 ・「こども大綱」閣議決定
令和 6 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正（「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更） 	

(4) SDGsの推進

平成 27 年の国連サミットにおいて、令和 12 年までの先進国を含む国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsでは、国際社会全体で地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する 17 の目標と 169 のターゲットが示されています。

本町の最上位計画である「白川町第 6 次総合計画」においても、この目標を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すまちづくりを進めています。地域福祉においても、この考え方を踏まえて、福祉的側面から持続可能な開発のためのまちづくりを推進していきます。

■SDGsにおける 17 の目標



資料：国連広報センター

2 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化・人口減少社会の進行や、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化、核家族化の進行等により、地域住民同士の関係性が希薄となり、生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、虐待等、制度の狭間の問題の顕在化、地域生活課題の複雑化・複合化による多様な社会問題が発生しています。

そのような中、地域のきずなの大切さが再認識され、地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、日常からの顔の見える関係づくりが求められています。少子高齢化が進行している本町においても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられたりする相互の関係をつくり、まち全体で支援を必要とする人たちを支える体制を整備していく必要があります。

国では、複雑化・複合化している地域生活課題の解決に向け、多様な主体が地域づくりに参加し、世代や分野を超えてつながることで包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を平成29年に掲げ、その具体化に向けて平成30年4月に社会福祉法の一部改正を行うなど改革を進めてきました。さらに、令和3年4月施行の改正社会福祉法により、市町村において住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設などについて規定されています。

本町では、令和3年3月に「ふれあい、つながり、ささえあい、きずなのまち しらかわ」を基本理念として、「第3期白川町地域福祉計画・白川町地域福祉活動計画」を策定し、本町に暮らすすべての人が、地域の中で安心して暮らせるような地域社会の実現を目指し、課題解決に向けた取組を進めてきました。

このたび策定する「第4期白川町地域福祉計画・白川町地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）は、以上のような地域福祉の考え方や社会潮流、本町の地域福祉の現状・課題を踏まえた上で、「地域共生社会の実現」を目指すものとし、各分野が横断的につながり、住民一人ひとりが地域のことを互いに自分のこととして捉えて、支え合える体制をつくることを目的とします。

3 計画の位置づけと計画期間

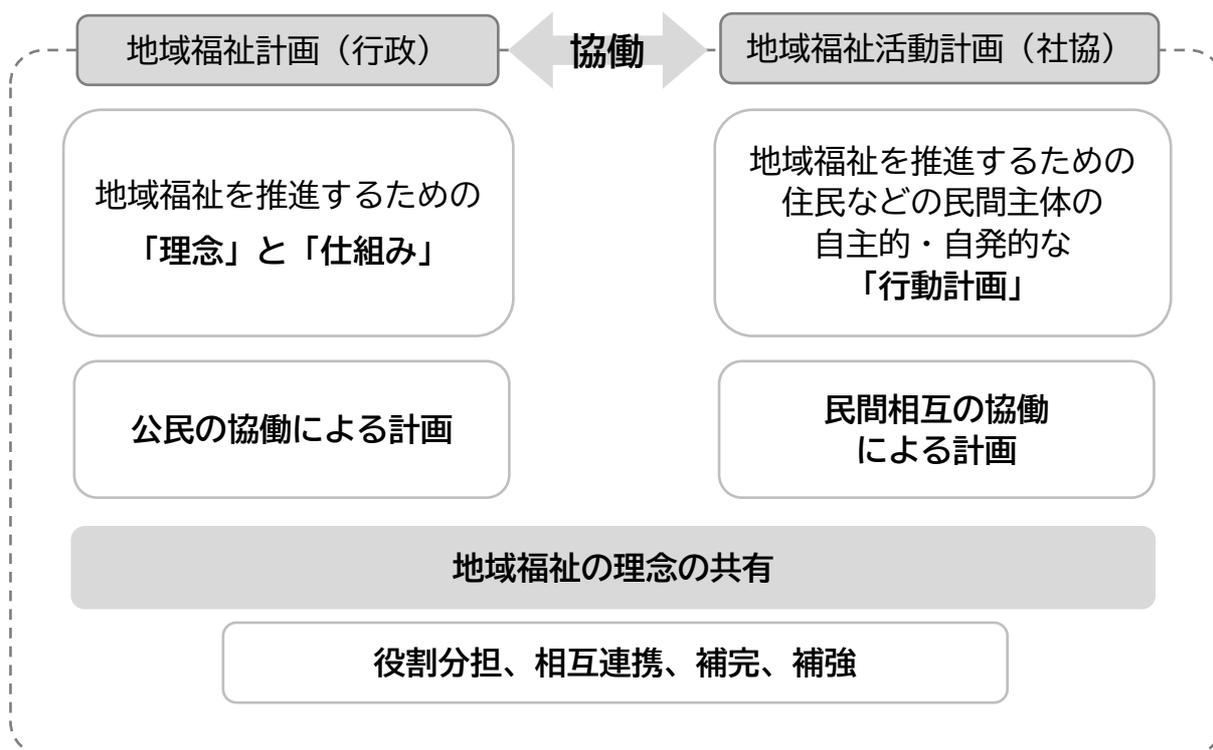
(1) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、地域福祉を推進するための「理念」や「仕組み」を定め、町が策定する計画です。この計画は、行政の地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものです。

一方、「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第 109 条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社会福祉協議会」（以下、「社協」という。）が中心となり策定する、地域福祉の推進を目的とする「具体的な取組」を定めた民間の行動計画です。「町民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、社協が中心となって策定します。

町が策定する「地域福祉計画」と社協が策定する「地域福祉活動計画」とは、重なり合う部分が多いため、本町では両計画がより実効性のある計画となるよう、連携しながら一体的に策定します。

■ 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

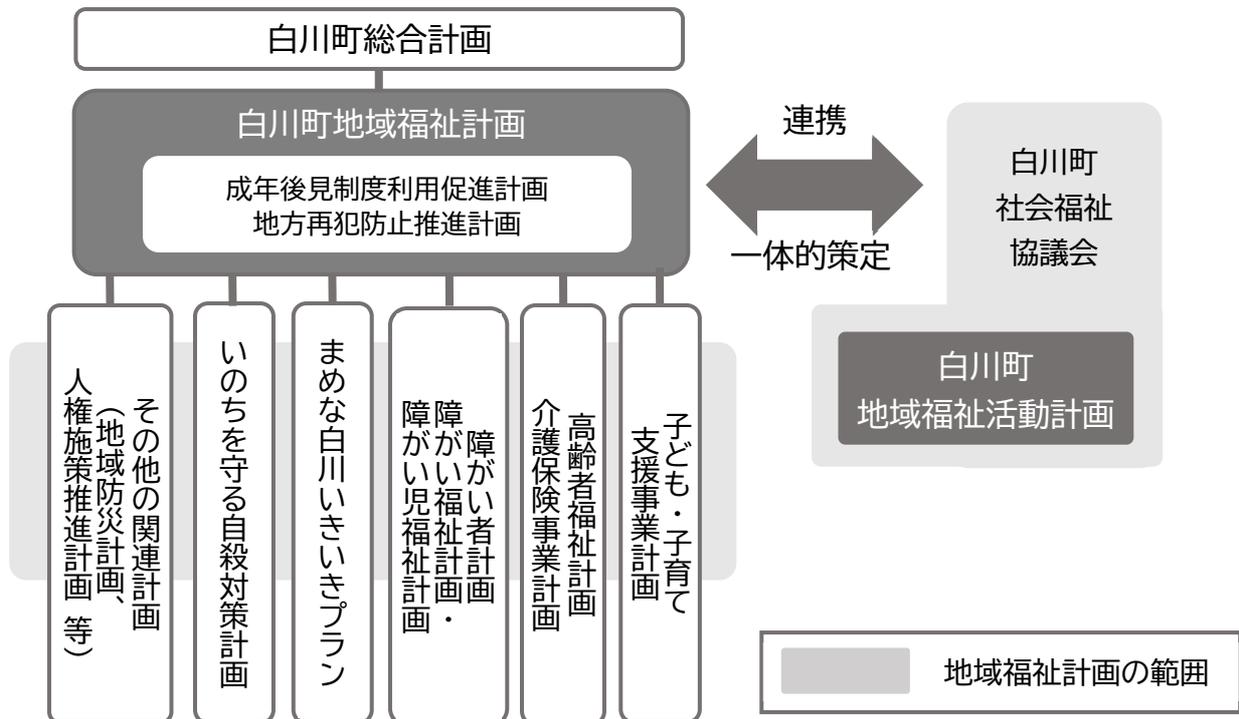


(2) 関連計画との関係性

本計画は、「白川町総合計画」を上位計画とし、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がい者、子ども（子育て支援）等の分野別計画を内包した総合的な計画となります。防犯や防災、まちづくりや人権、男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。

また、本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に規定される「成年後見制度利用促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置づけます。

■関連計画との関係



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

■関連計画の期間

年度	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16
総合計画	第6次				第7次					
地域福祉計画 地域福祉活動計画	第4期				第5期					
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第9期	第10期			第11期			第12期		
子ども・子育て 支援事業計画	第3期				第4期					
障がい者計画	第4期	第5期								
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第7期 第3期	第8期 第4期			第9期 第5期			第10期 第6期		
まめな白川 いきいきプラン		第3期								
いのちを守る 自殺対策計画	第2期				第3期					

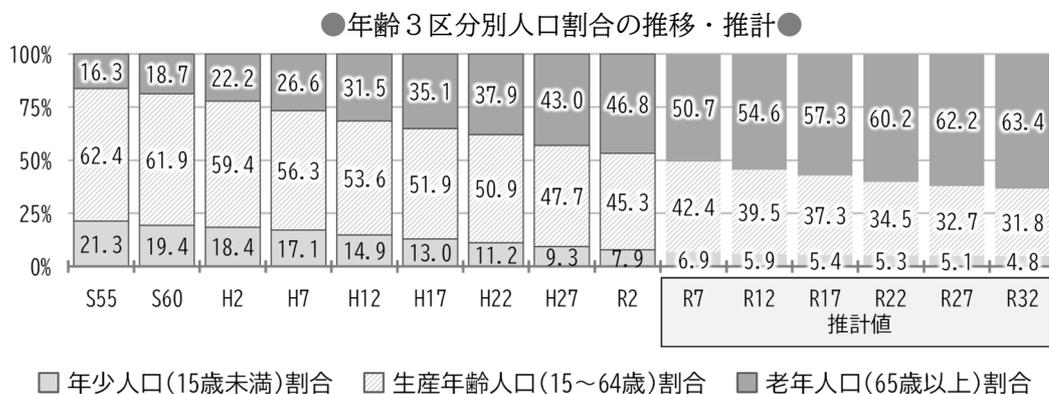
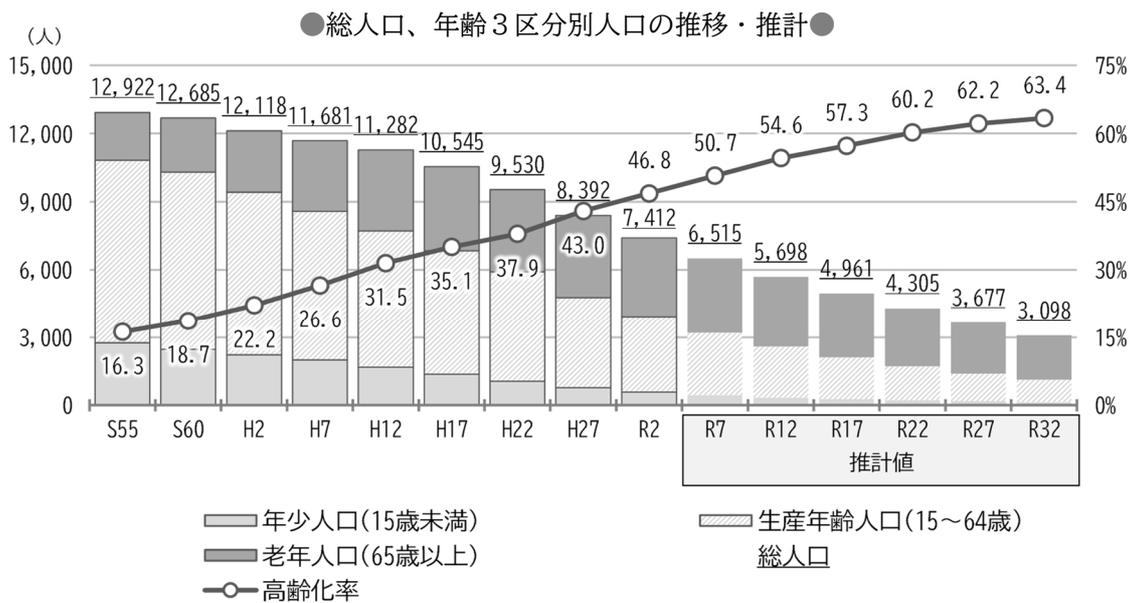
第 2 章 白川町の現状

1 統計からみる状況

(1) 人口の動向

国勢調査による総人口は一貫して減少しており、令和2年で7,412人・高齢化率46.8%となっています。令和5年推計の日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）によれば、今後も総人口の減少、高齢化率の上昇が見込まれています。

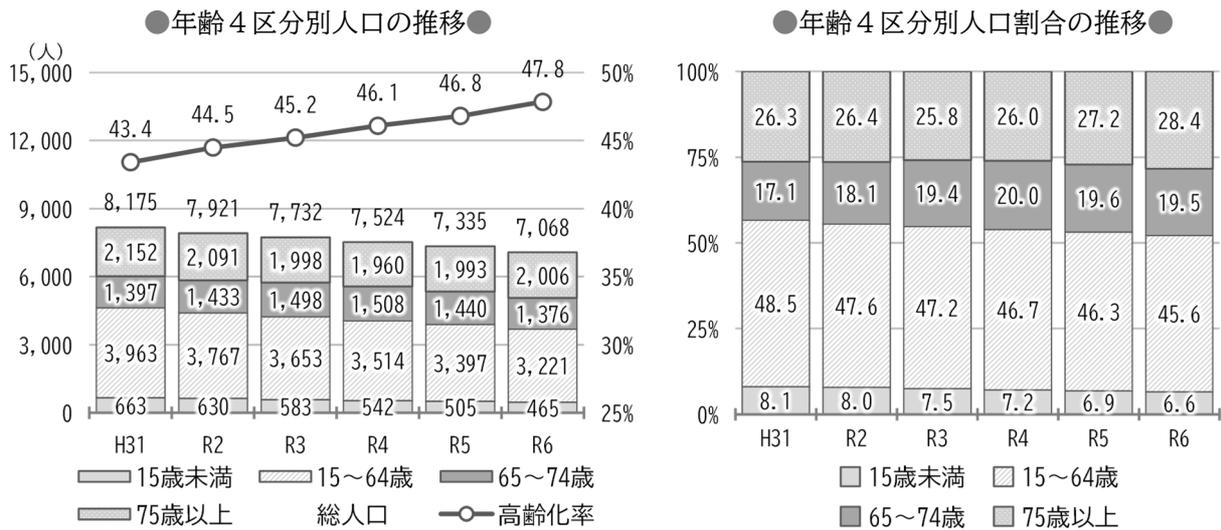
年齢3区分別人口割合で見ると、平成2年に65歳以上の老年人口割合が15歳未満の年少人口割合を上回っています。年少人口割合は継続して減少し、平成27年に10%を下回っています。一方、老年人口割合は急増しており、総人口の減少も相まって高齢化率は一貫して上昇しています。今後も高齢化率は上昇し、令和22年には6割を超えることが見込まれています。



上図・下図 | 資料：令和2年まで「国勢調査」、令和7年以降は「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

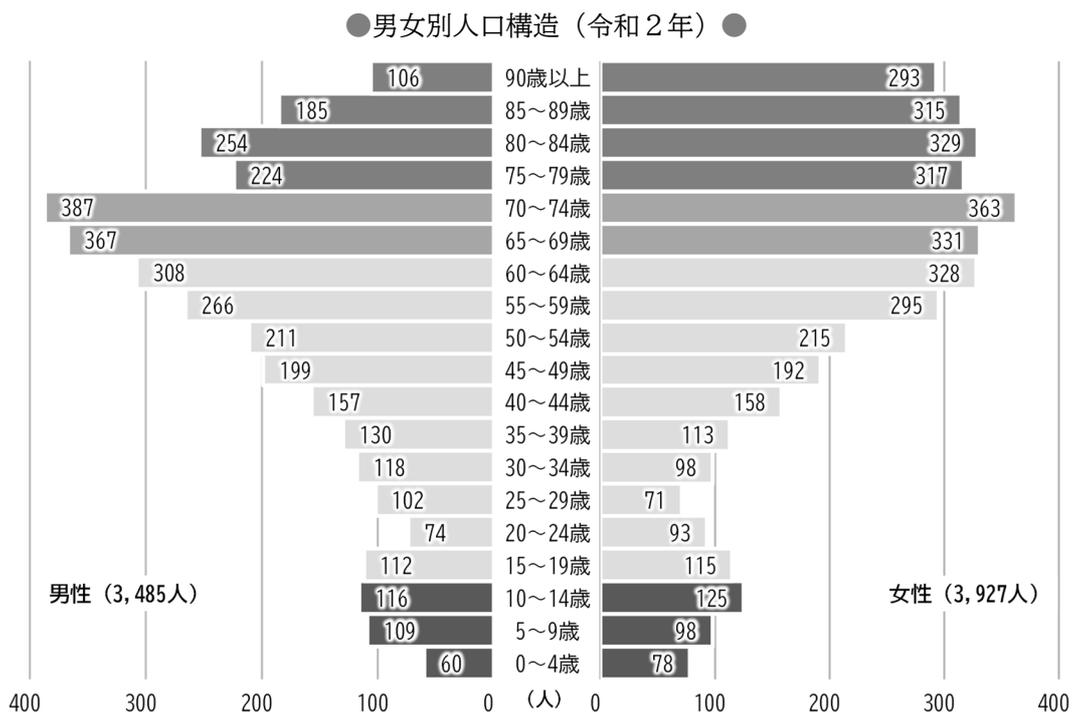
住民基本台帳による年齢4区分別人口は、15歳未満及び15～64歳は平成31年以降、一貫して減少、65～74歳は令和4年までは増加していたものの令和5年以降は減少、75歳以上は令和4年までは減少していたものの令和5年以降は増加となっています。

年齢4区分別人口割合で見ると、15歳未満は平成31年以降で10%を下回りながら減少、15～64歳の割合も年々低下しており、令和6年で45.6%となっています。65歳以上は令和4年以降で65～74歳が減少傾向、75歳以上が増加傾向となっており、今後、後期高齢者の割合が増加していくことが見込まれます。なお、令和5年以降、65歳以上の割合が15～64歳の割合を上回っています。



左図・右図 | 資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

令和2年の男女別人口構造は、男女ともに70～74歳がそれぞれ最も多くなっている一方で、10歳未満及び20代・30代の人口は男女ともに少なくなっています。

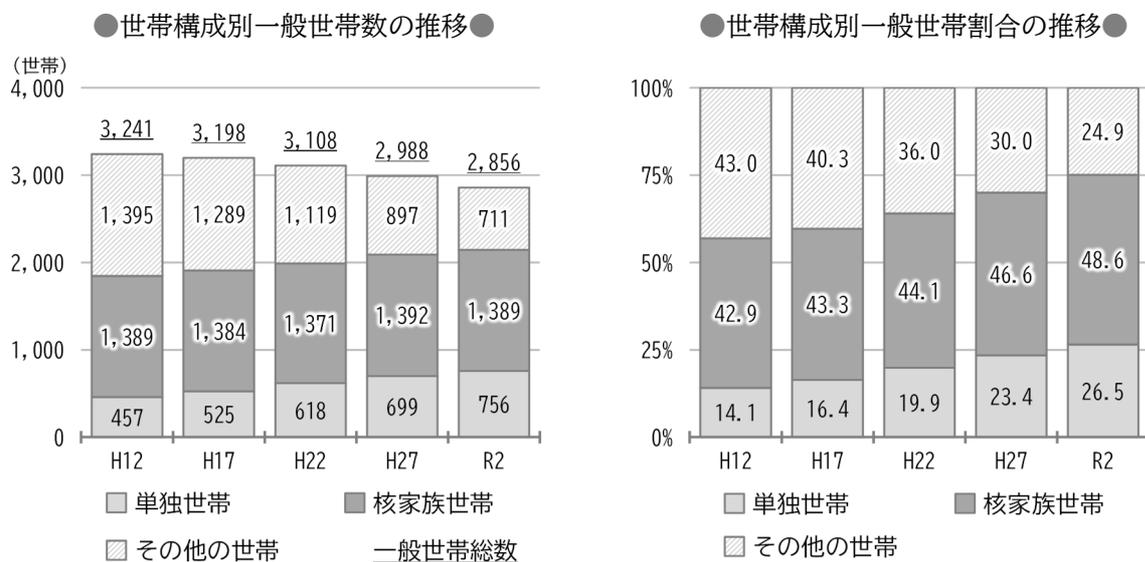


資料：国勢調査

(2) 世帯の動向

世帯構成別の一般世帯数は、単独世帯は増加、核家族世帯が横ばいで推移している一方で、その他の世帯は減少しています。

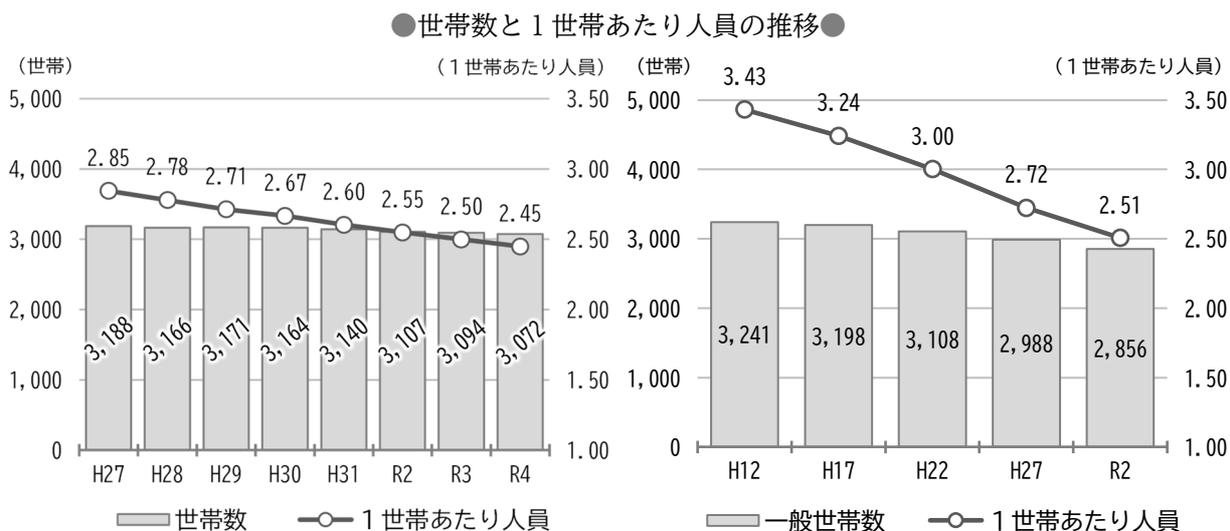
また、世帯構成別割合は、平成 12 年以降で単独世帯は一貫して増加、核家族世帯は 40% 台で推移しながら増加、その他の世帯は一貫して減少となっています。



左図・右図 | 資料：国勢調査

住民基本台帳による世帯数、1世帯あたり人員は、平成 27 年以降いずれも緩やかに減少傾向にあり、令和 4 年で 3,072 世帯、2.45 人となっています。

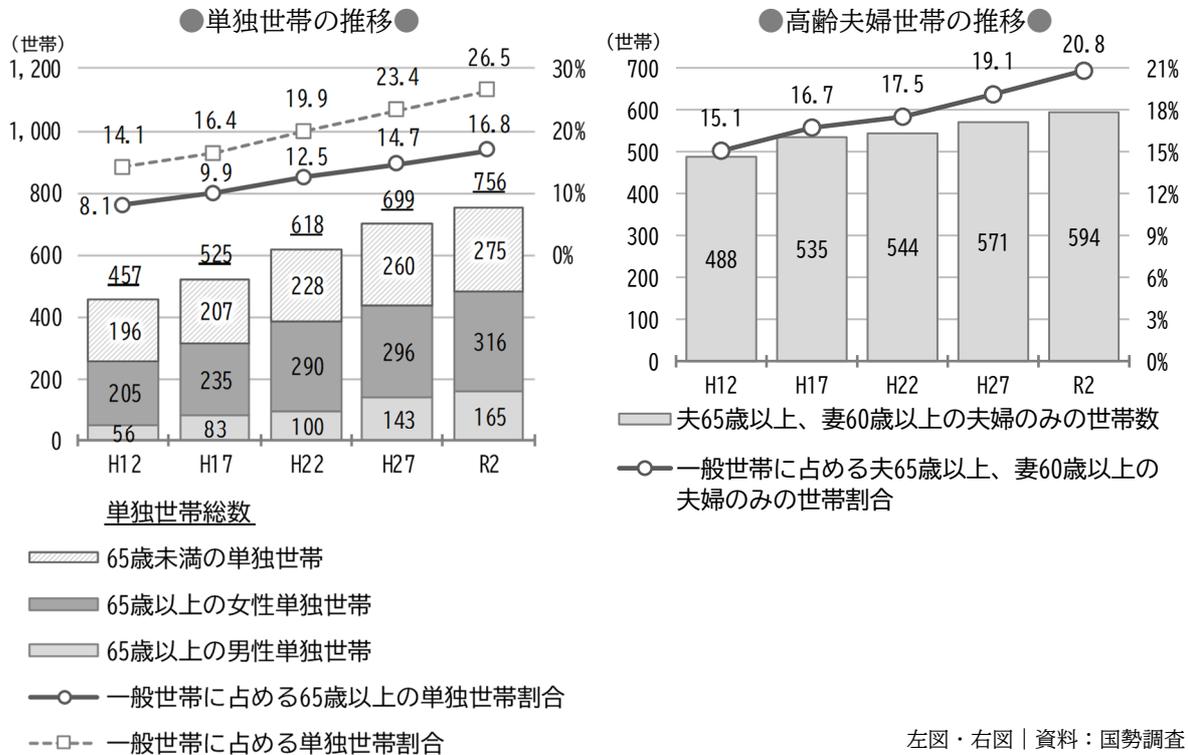
国勢調査による一般世帯数、1世帯あたり人員は、平成 12 年以降いずれも減少しており、令和 2 年で 2,856 世帯、2.51 人となっています。



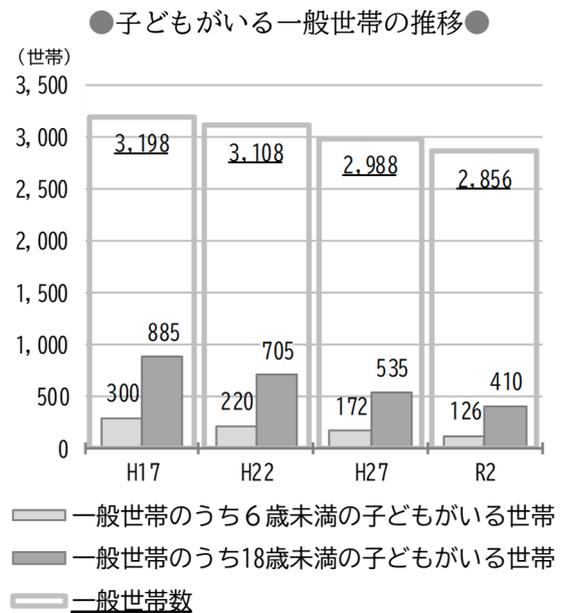
資料：左図 | 住民基本台帳（各年 4 月 1 日時点）、右図 | 国勢調査

単独世帯総数は平成12年以降増加しており、令和2年で756世帯、一般世帯に占める割合は26.5%となっています。このうち65歳未満は275世帯、65歳以上の単独世帯は女性が316世帯、男性が165世帯となっており、いずれも増加しています。

また、高齢夫婦世帯も平成12年以降増加しており、令和2年で594世帯、一般世帯に占める割合は20.8%となっています。

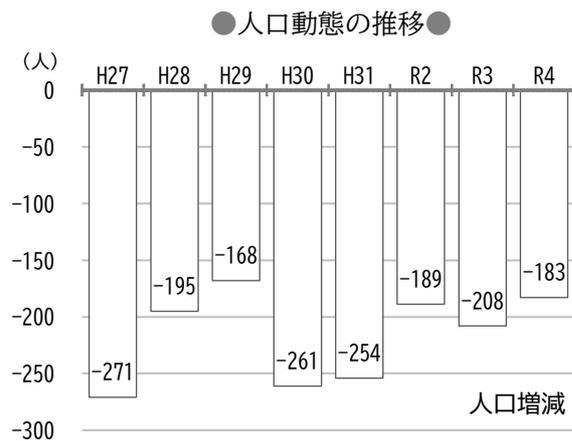
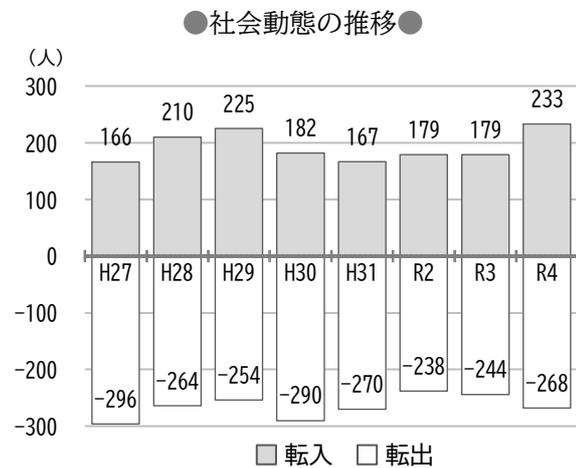
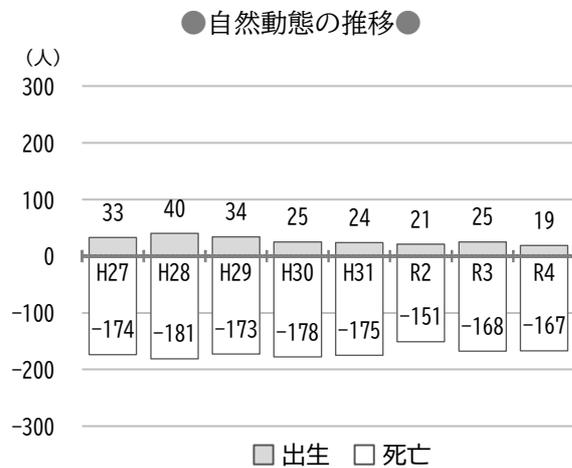


一般世帯のうち、6歳未満の子どもがいる世帯は平成17年以降減少しており、令和2年で126世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる世帯も同様に減少しています。いずれも、平成17年の半数以下となっています。



(3) 人口動態の動向

自然動態・社会動態ともに、平成 27 年以降でいずれも減少で推移しています。このため、平成 27 年以降、毎年約 170～270 人（平均 216 人/年）の減少となっており、令和 4 年までの過去 8 年間で、本町の人口は 1,729 人減となっています。



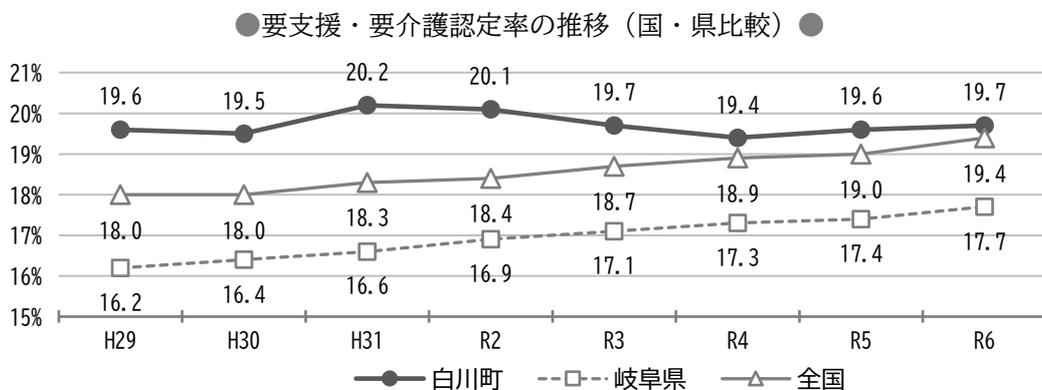
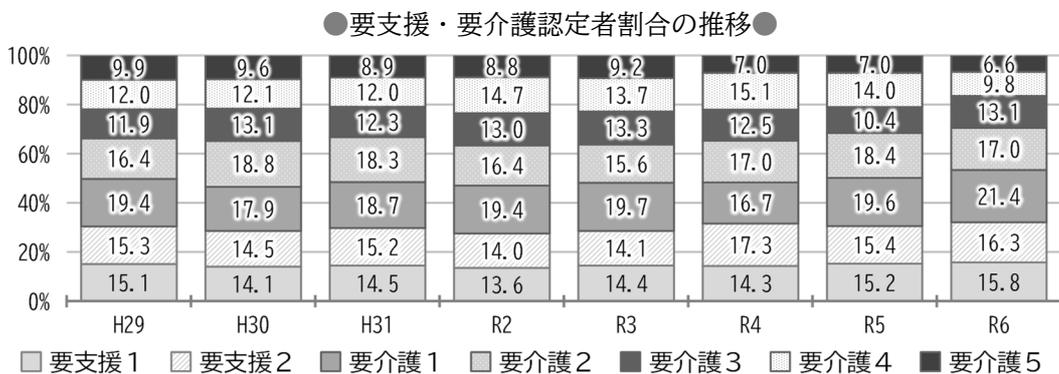
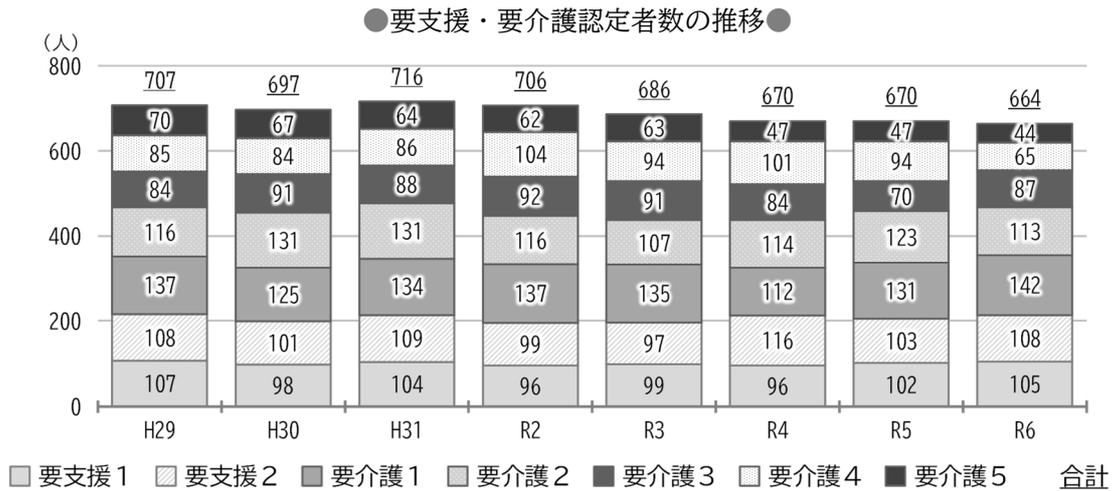
※各年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

上左図・上右図・下図 | 資料：数字で見る町の姿 令和 5 年度版

(4) 要支援・要介護認定者の動向

要支援・要介護認定者数は、令和2年以降で減少傾向にあり、令和6年で664人となっています。要介護度別では、令和6年で要介護1が142人と最も多くなっています。割合で見ると、令和6年で要介護1が21.4%と最も高く、次いで要介護2の17.0%となっています。

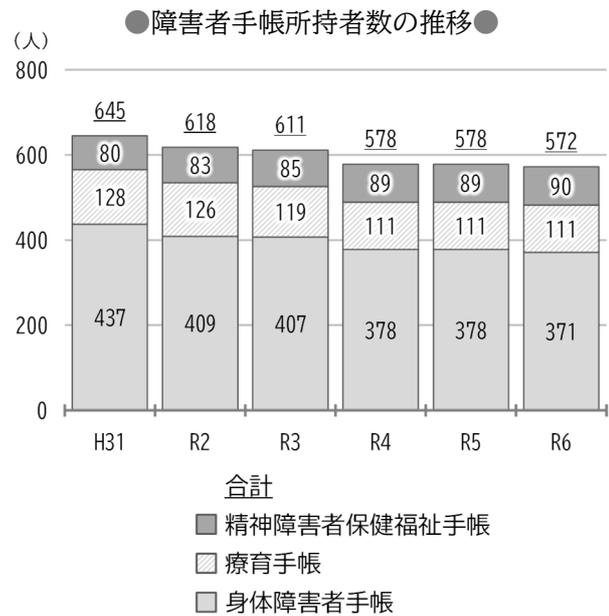
また、本町の要支援・要介護認定率は、平成29年以降20%前後で推移しており、令和6年で19.7%となっています。全国・岐阜県と比較すると、平成29年以降で全国・岐阜県を上回って推移しています。



上図・中図・下図 | 資料：令和3年度（令和4年3月末）までは「介護保険事業状況報告（年報）」、令和4年度（令和5年3月末）以降は「介護保険事業状況報告（3月月報）」（各年3月末時点）

(5) 障がい者の動向

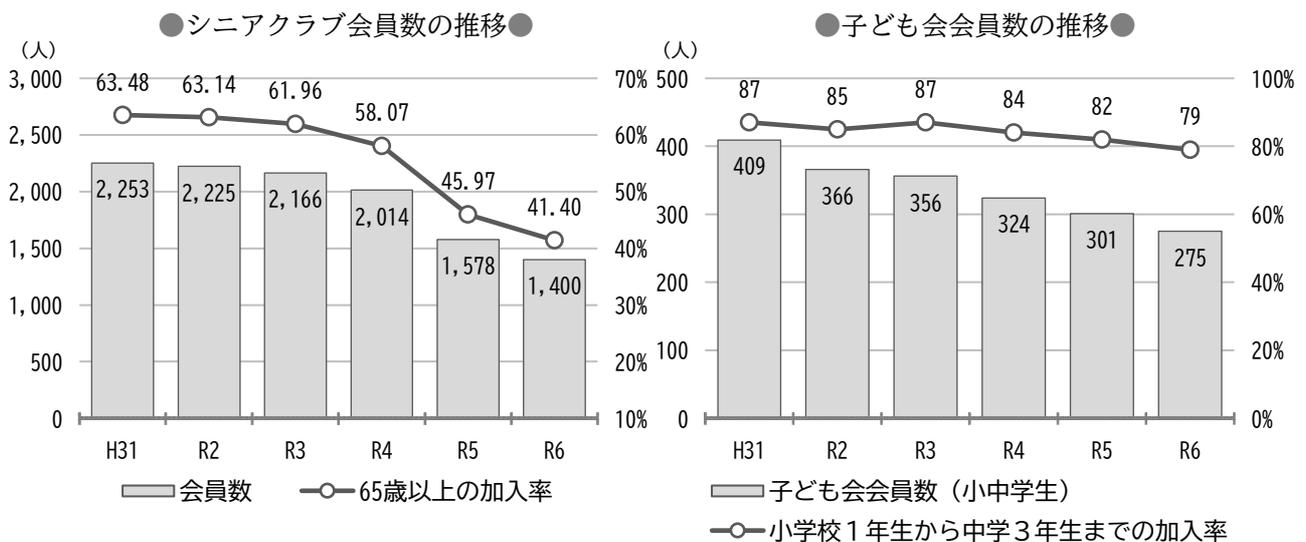
障害者手帳所持者数は、平成31年以降減少しており、令和6年で572人となっています。手帳別で見ると、精神障害者保健福祉手帳所持者は微増傾向にあり、令和6年で身体障害者手帳所持者が371人、療育手帳所持者が111人、精神障害者保健福祉手帳所持者が90人となっています。



(6) 地域活動等の動向

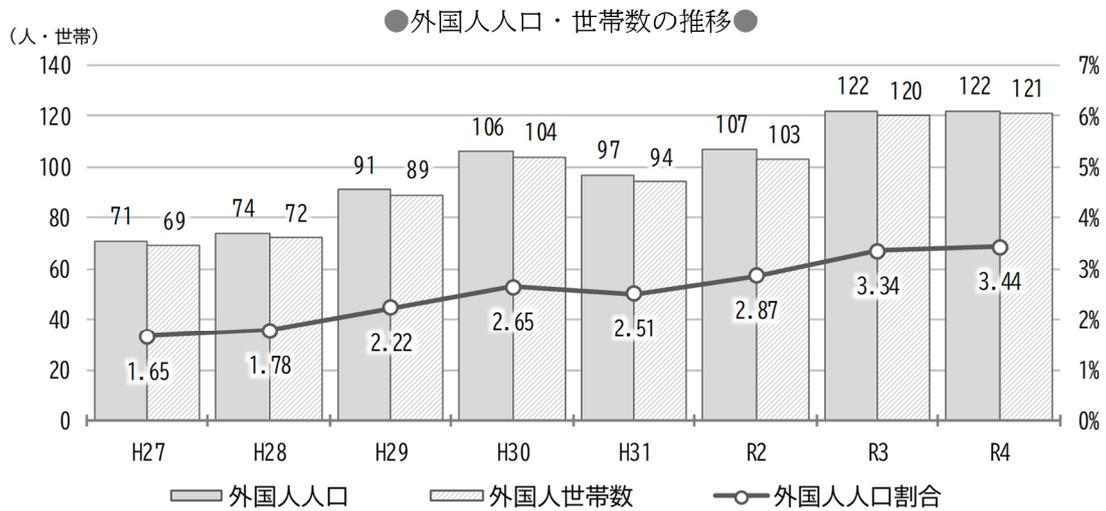
シニアクラブの会員数は、令和6年で1,400人、65歳以上の加入率は41.40%となっています。平成31年以降で会員数・加入率ともに減少傾向にあり、特に令和5年に会員数・加入率ともに大きく減少しています。

子ども会の会員数は、令和6年で275人、加入率は79%となっています。平成31年以降で会員数は減少、加入率も概ね減少傾向にあります。



(7) 外国人の動向

外国人の人口・世帯数は、令和4年で122人・121世帯、総人口に占める割合は3.44%となっています。平成27年以降で人口・世帯数ともに概ね増加傾向にあります。なお、人口と世帯数はほぼ同数となっており、1世帯あたり人員はほぼ1人となっています。



資料：町資料（各年4月1日時点）

2 町民意識調査からみえる状況

(1) 町民意識調査の調査概要

本計画策定の基礎資料として、町民の考えや意見を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的に、アンケート調査を実施しました。

■調査概要

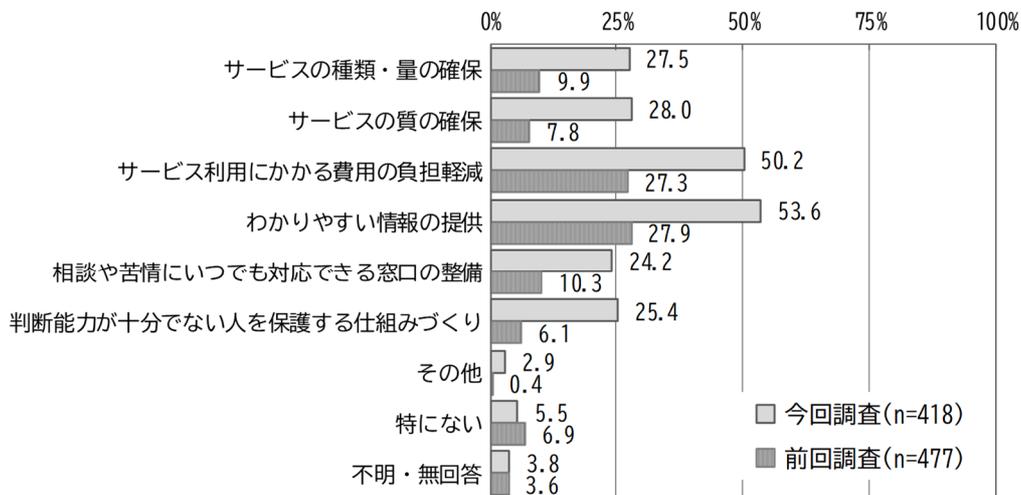
対 象	町民	調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年10月23日～11月2日	回収件数／配布数	418件／700件(59.7%)

※以下の「前回調査」は令和2年1～2月に実施(配布数700件、回収件数477件(回収率68.1%))。

(2) 町民意識調査の結果概要

福祉サービスの利用者が必要なサービスを安心して使うために必要だと思う取組は、「わかりやすい情報の提供」が53.6%と最も高く、次いで「サービス利用にかかる費用の負担軽減」が50.2%となっています。

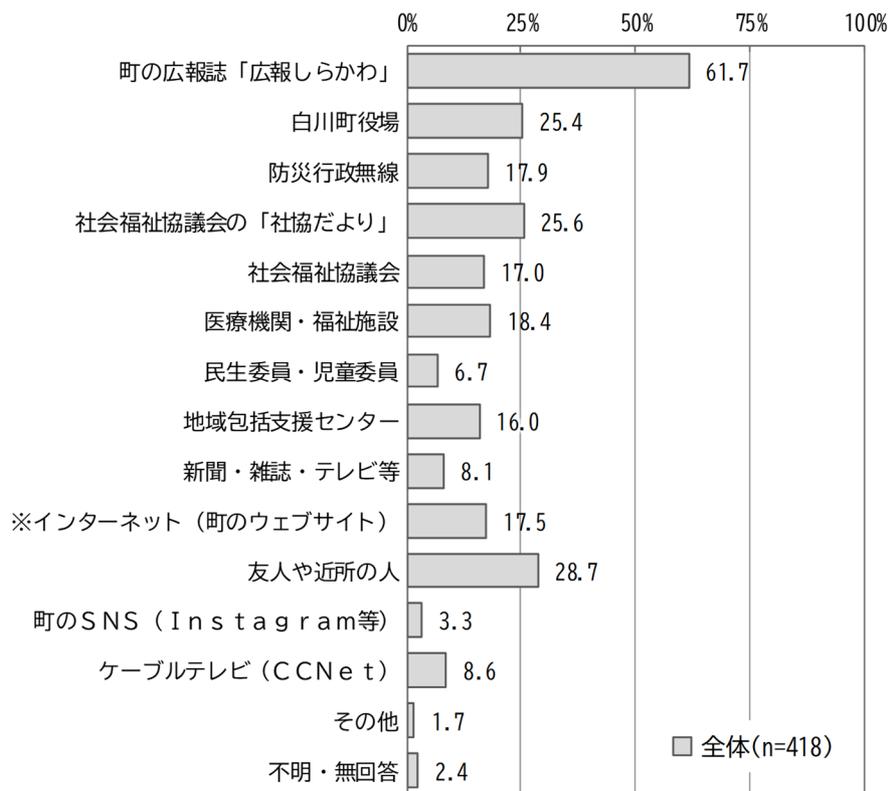
●福祉サービスの利用者が必要なサービスを安心して使うために必要だと思う取組(複数回答)●



※前回調査は単数回答であり、結果に大きく差が出ています。

福祉サービスに関する情報が必要な場合の情報の入手方法は、「町の広報誌「広報しらかわ」」が61.7%と最も高く、次いで「友人や近所の人」が28.7%となっています。

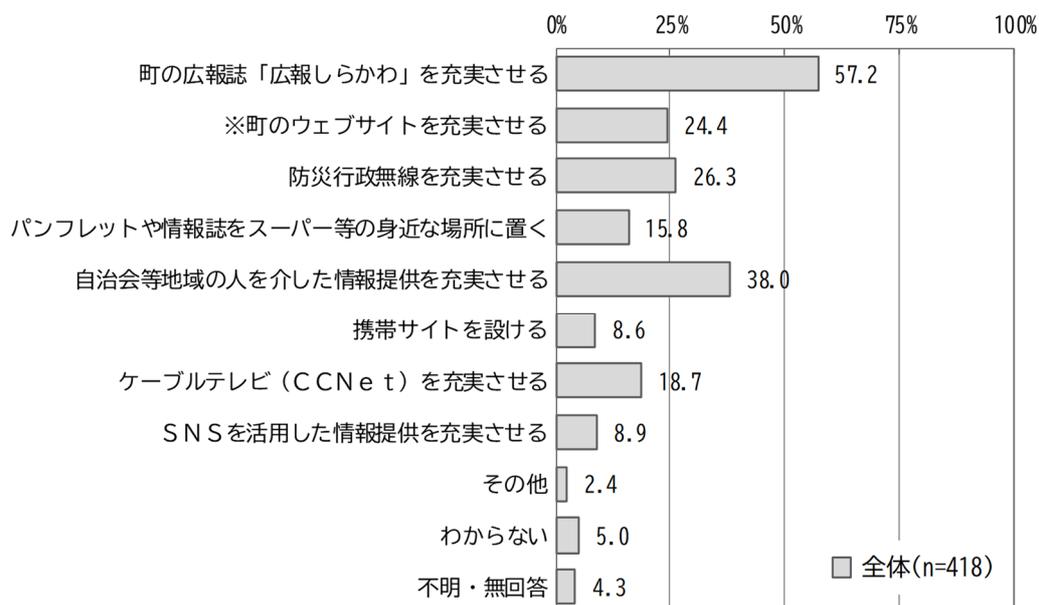
●福祉サービスに関する情報が必要な場合の情報の入手方法（複数回答）●



※調査は選択肢が「インターネット（町ホームページ）」となっています。

町の福祉サービスに関する情報提供について、どのようにしたら必要な人に届くと思うかは、「町の広報誌「広報しらかわ」を充実させる」が57.2%と最も高く、次いで「自治会等地域の人を介した情報提供を充実させる」が38.0%となっています。

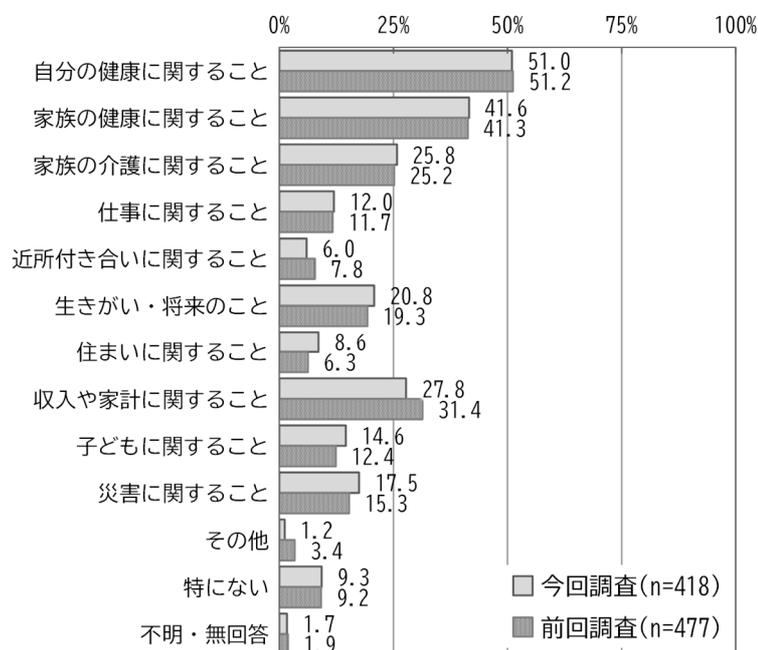
●必要な人に届く福祉サービスの情報提供方法（複数回答）●



※調査は選択肢が「町のホームページを充実させる」となっています。

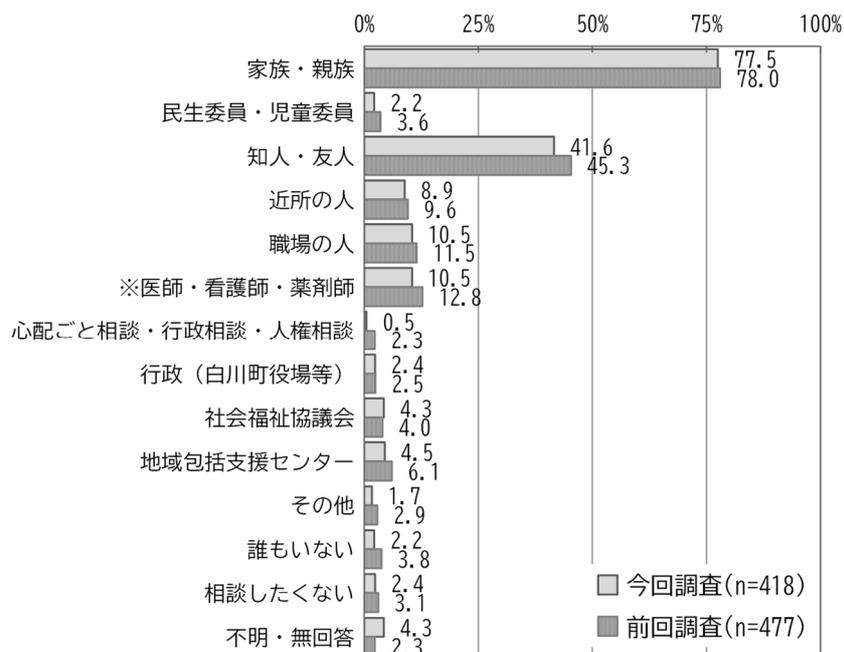
毎日の暮らしの中で感じる悩みや不安は、「自分の健康に関すること」が51.0%と最も高く、次いで「家族の健康に関すること」が41.6%となっており、前回調査と同様の傾向がみられます。

●毎日の暮らしの中で感じる悩みや不安（複数回答）●



悩みや不安の相談相手・場所は、「家族・親族」が77.5%と最も高く、次いで「知人・友人」が41.6%となっており、前回調査と同様の傾向がみられます。なお、「誰もいない」は2.2%、「相談したくない」は2.4%となっています。

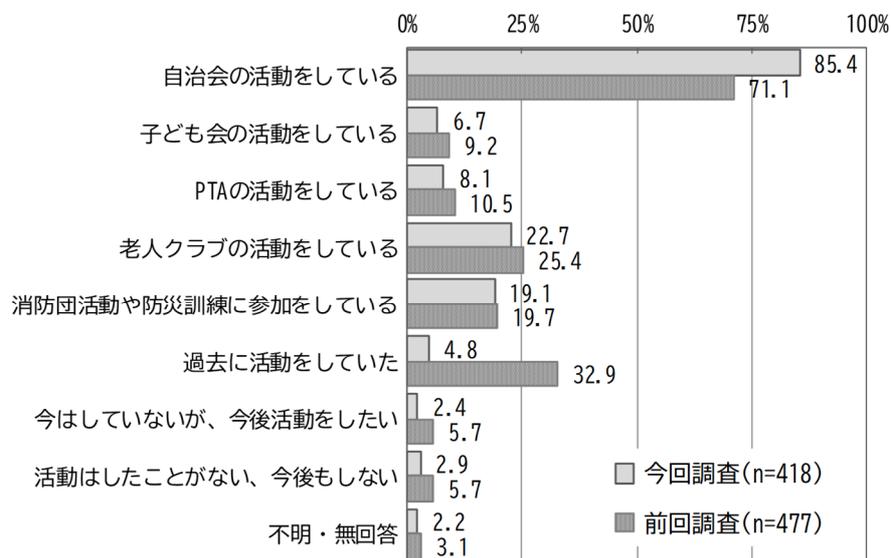
●悩みや不安の相談相手・場所（複数回答）●



※前回調査は選択肢が「医師・薬局」となっています。

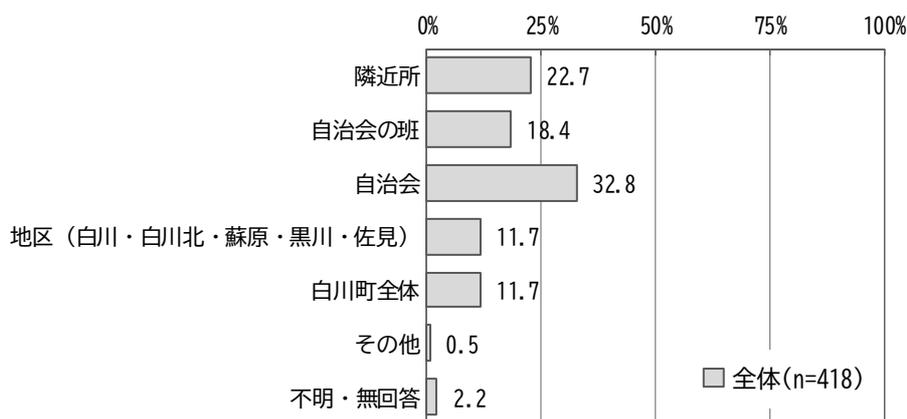
自治会や子ども会等の地域活動は、「自治会の活動をしている」が85.4%と最も高く、次いで「老人クラブの活動をしている」が22.7%となっています。前回調査と比較すると、「自治会の活動をしている」が14.3ポイント高くなっています。なお、「活動はしたことがない、今後もしない」は2.9%となっています。

●自治会や子ども会等の地域活動（複数回答）●

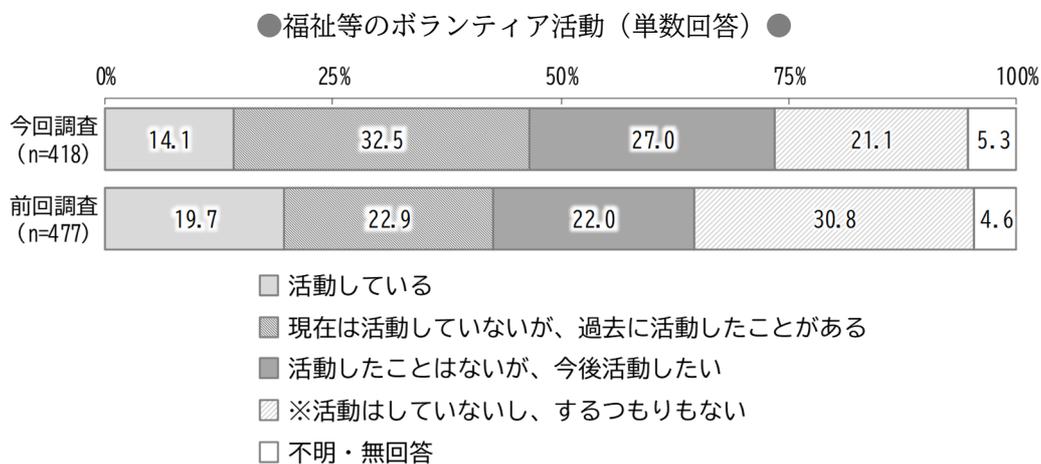


ふだんの生活において「地域で支え合う・助け合う」ということを意識した場合の、回答者が考える「地域」の範囲は、「自治会」が32.8%と最も高く、次いで「隣近所」が22.7%となっています。

●回答者が考える「地域」の範囲（単数回答）●

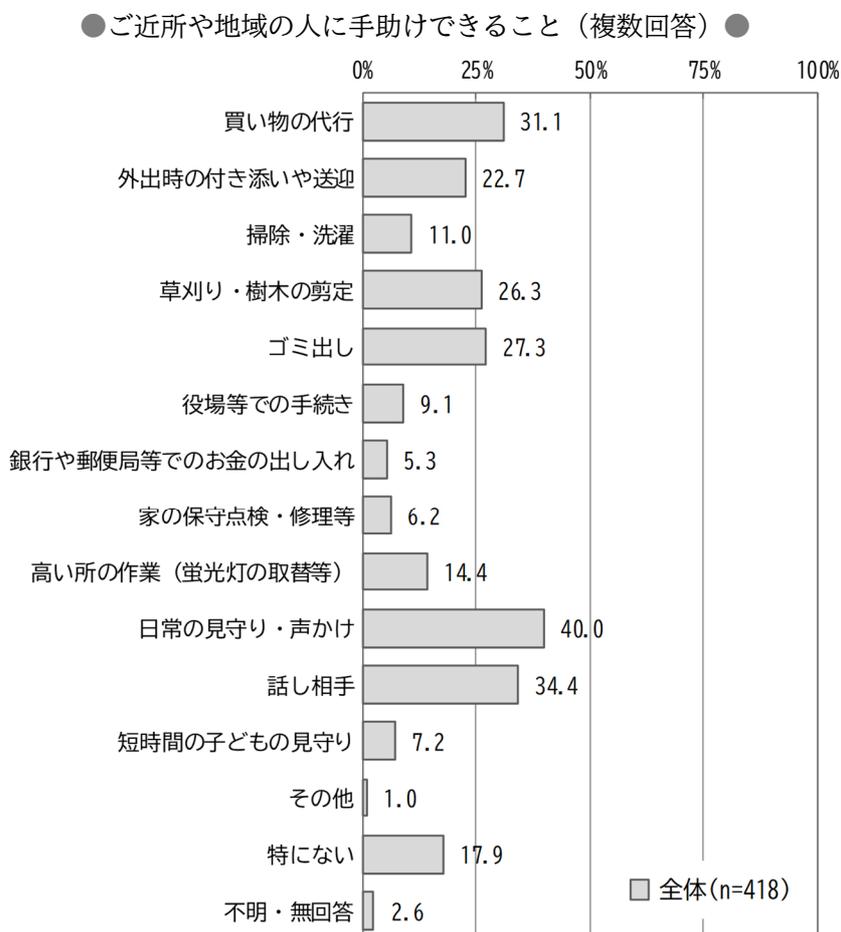


福祉等のボランティア活動は、「現在は活動していないが、過去に活動したことがある」が32.5%と最も高く、次いで「活動したことはないが、今後活動したい」が27.0%となっています。前回調査と比較すると、「活動している」が14.1%と5.6ポイント低く、「活動したことはないが、今後活動したい」が5.0ポイント高くなっています。なお、「活動はしていないし、するつもりもない」が21.1%となっており、前回調査から9.7ポイント低くなっています。

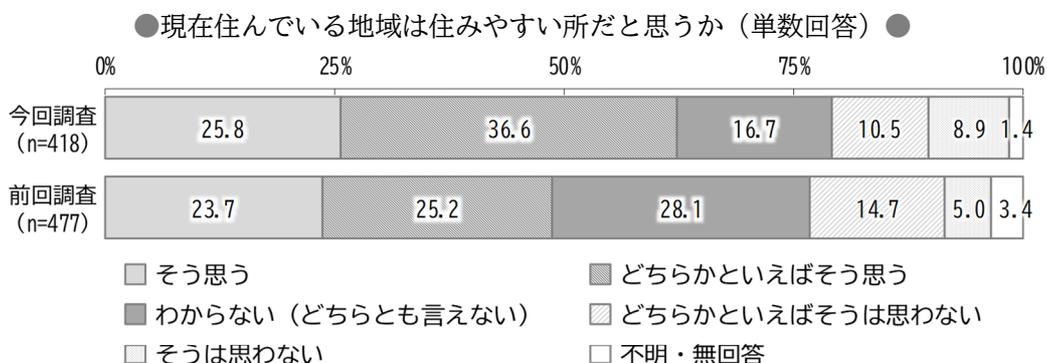


※前回調査は選択肢が「活動はしない」となっています。

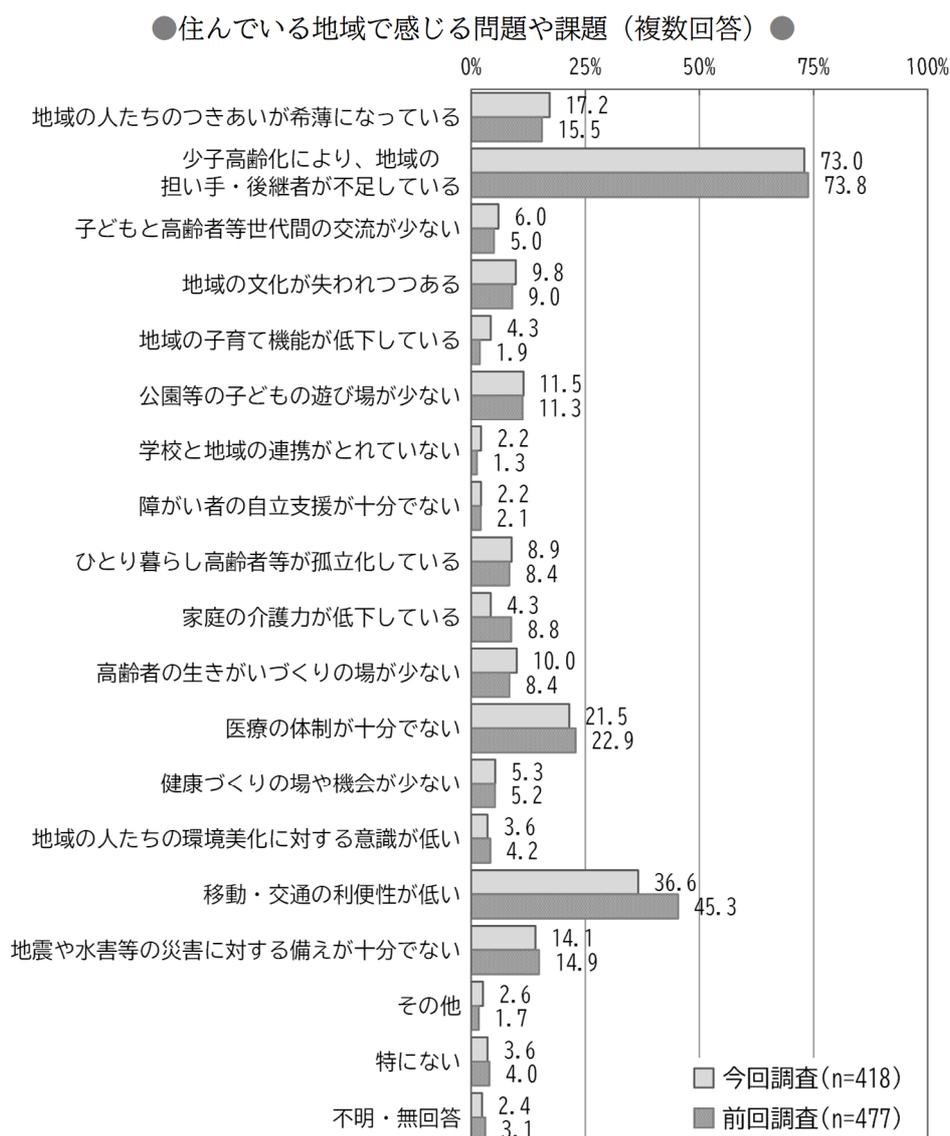
ご近所や地域の人に手助けできることは、「日常の見守り・声かけ」が40.0%と最も高く、次いで「話し相手」が34.4%となっています。



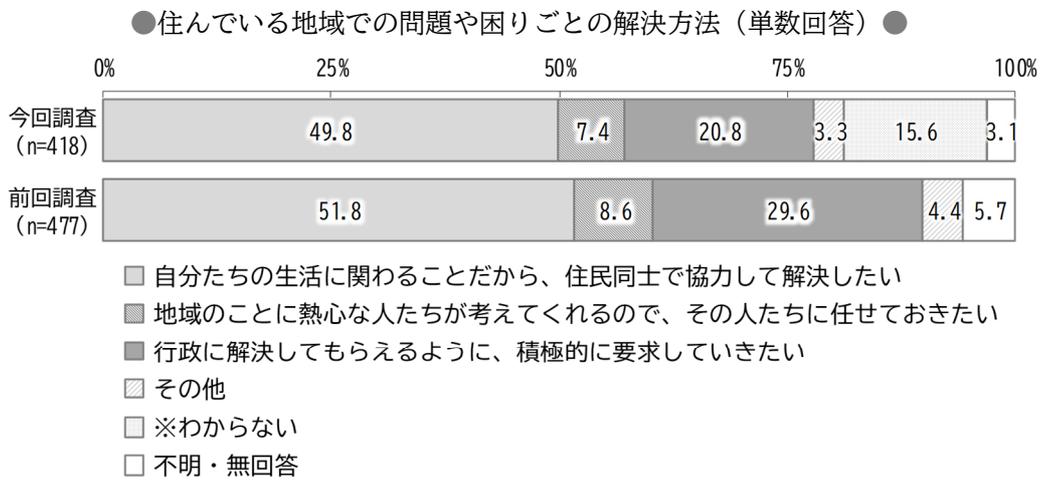
現在住んでいる地域は住みやすい所だと思うかは、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合算）が62.4%、「わからない（どちらとも言えない）」が16.7%、『そうは思わない』（「どちらかといえばそうは思わない」と「そうは思わない」の合算）が19.4%となっています。前回調査と比較すると、『そう思う』が13.5ポイント高くなっています。



住んでいる地域で感じる問題や課題は、「少子高齢化により、地域の担い手・後継者が不足している」が73.0%と最も高く、次いで「移動・交通の利便性が低い」が36.6%となっており、前回調査と同様の傾向がみられます。

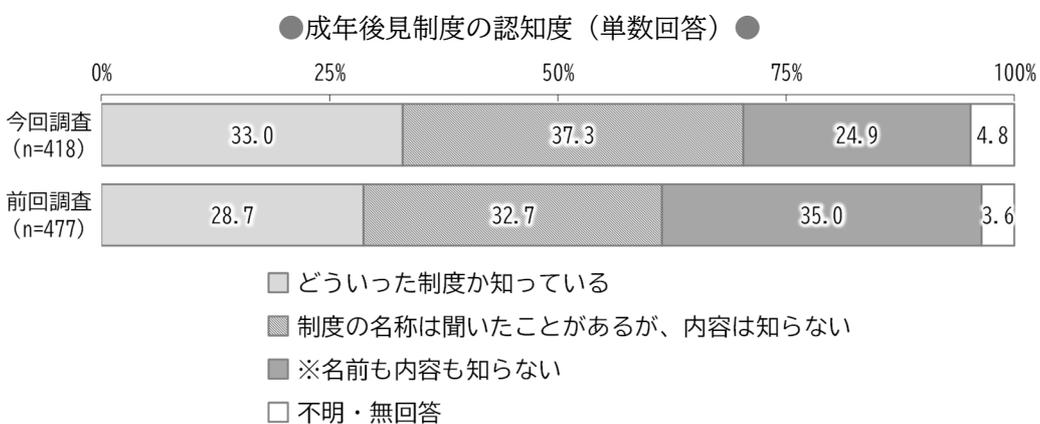


住んでいる地域での問題や困りごとの解決方法は、「自分たちの生活に関わることだから、住民同士で協力して解決したい」が49.8%と最も高く、次いで「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が20.8%となっています。前回調査と比較すると、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が8.8ポイント低くなっています。



※前回調査では本選択肢がありません。

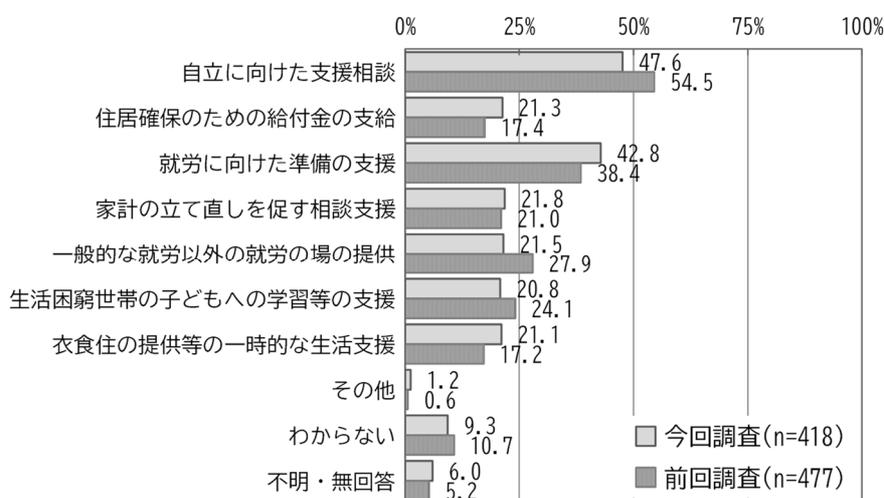
成年後見制度の認知度は、「どういった制度か知っている」が33.0%、「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が37.3%、「名前も内容も知らない」が24.9%となっています。前回調査と比較すると、「名前も内容も知らない」が10.1ポイント低くなっています。



※前回調査は選択肢が「知らない」となっています。

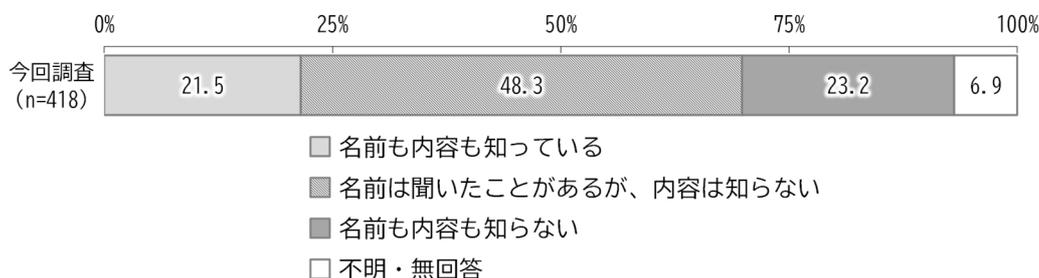
生活困窮者を支援するために重要だと思う施策は、「自立に向けた支援相談」が47.6%と最も高く、次いで「就労に向けた準備の支援」が42.8%となっています。前回調査と比較すると、「就労に向けた準備の支援」が4.4ポイント高くなっています。

●生活困窮者を支援するために重要だと思う施策（複数回答）●



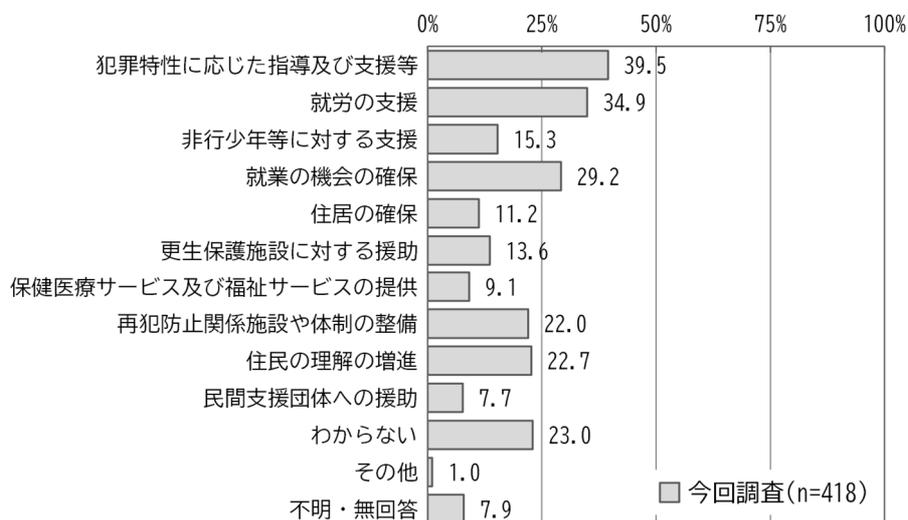
再犯防止制度の認知度は、「名前も内容も知っている」が21.5%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が48.3%、「名前も内容も知らない」が23.2%となっています。

●再犯防止制度の認知度（単数回答）●

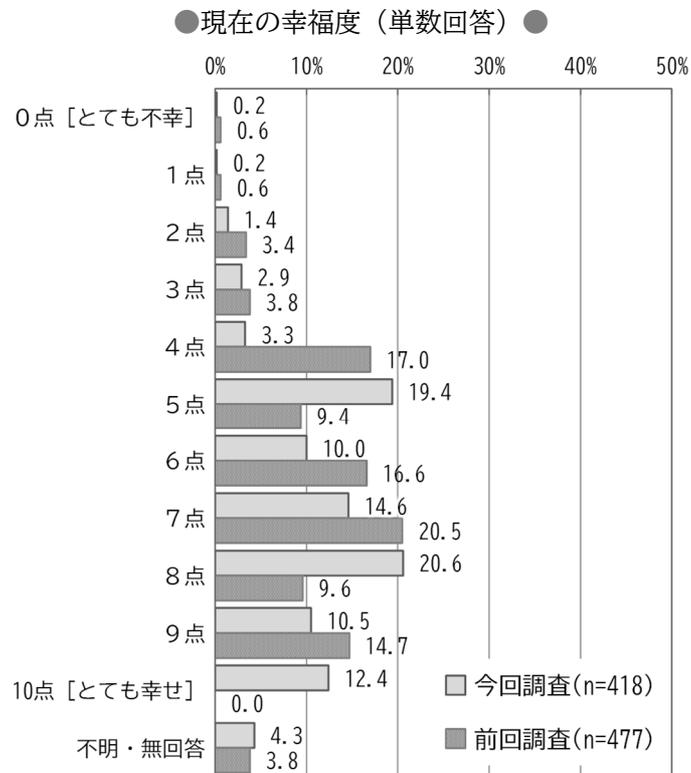


再犯防止を推進するにあたり必要だと思う取組は、「犯罪特性に応じた指導及び支援等」が39.5%と最も高く、次いで「就労の支援」が34.9%となっています。

●再犯防止を推進するにあたり必要だと思う取組（複数回答）●



現在の幸福度は、「8点」が20.6%と最も高く、次いで「5点」が19.4%、不明・無回答者を除いた400人の平均値は6.98点となっています。前回調査と比較すると、「5点」で10.0ポイント、「8点」で11.0ポイント、それぞれ高くなっています。なお、前回調査で0%であった「10点 [とても幸せ]」が、今回調査で12.4%となっています。



3 団体ヒアリング調査からみえる状況

(1) 団体ヒアリング調査の調査概要

本計画策定の基礎資料として、団体活動者の考えや意見を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的に、ヒアリング調査を実施しました。

■調査概要

対 象	町内で地域活動を行っている団体	調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年10月23日～11月2日	回収件数/配布数	6件/10件 (60.0%)

(2) 団体ヒアリング調査の結果概要

活動するにあたって難しいことは、「活動の後継者がいない」が4件と最も多く、次いで「活動に関わる人が少ない」が3件となっています。

●活動するにあたって難しいこと（複数回答）●



ここ5年くらいで、地域福祉が進んだと思うかは、「まあまあ進んだと思う」が3件と最も多く、次いで「わからない」が2件となっています。

●ここ5年くらいで、地域福祉が進んだと思うか（単数回答）●



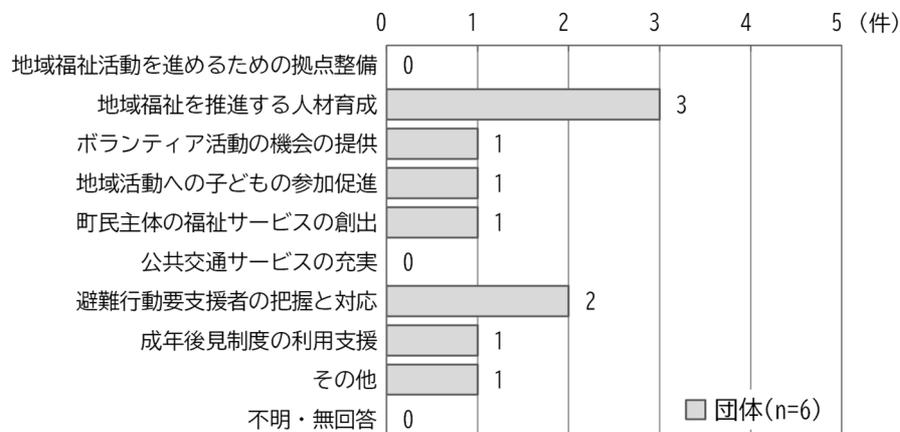
活動するにあたり、地域福祉の推進のために行政から実施してほしい支援は、「先進的な活動事例の紹介」「活動の担い手となる人材育成」「活動費などの経済的な支援」「広く町民に対する地域福祉の啓発」がそれぞれ2件、「専門性を持った人材、団体の派遣」「情報発信に関する支援」がそれぞれ1件となっています。

●活動するにあたり、地域福祉の推進のために行政から実施してほしい支援（複数回答）●



今後、白川町で重点的に進めるべきだと思う取組は、「地域福祉を推進する人材育成」が3件と最も多く、次いで「避難行動要支援者の把握と対応」が2件となっています。

●今後、白川町で重点的に進めるべきだと思う取組（複数回答）●



4 地区福祉座談会からみえる地域の状況

(1) 地区福祉座談会の概要

社会福祉協議会が主催している地区福祉座談会において、住民の方々と白川町の福祉について4項目のテーマに沿って語り合い、地区別の現状を把握しました。

■実施概要

地区	日程	会場	参加人数
白川	令和6年8月29日(木)	町民会館	16名
白川北	令和6年8月22日(木)	白川北ふれあいセンター	13名
蘇原	令和6年8月26日(月)	個人宅	16名
黒川	令和6年8月28日(水)	黒川ふれあいセンター	11名
佐見	令和6年8月21日(水)	佐見ふれあいセンター	11名

■検討テーマ

テーマ
①地区の魅力
②地区の課題
③地域に何が必要か
④地域で取り組めること

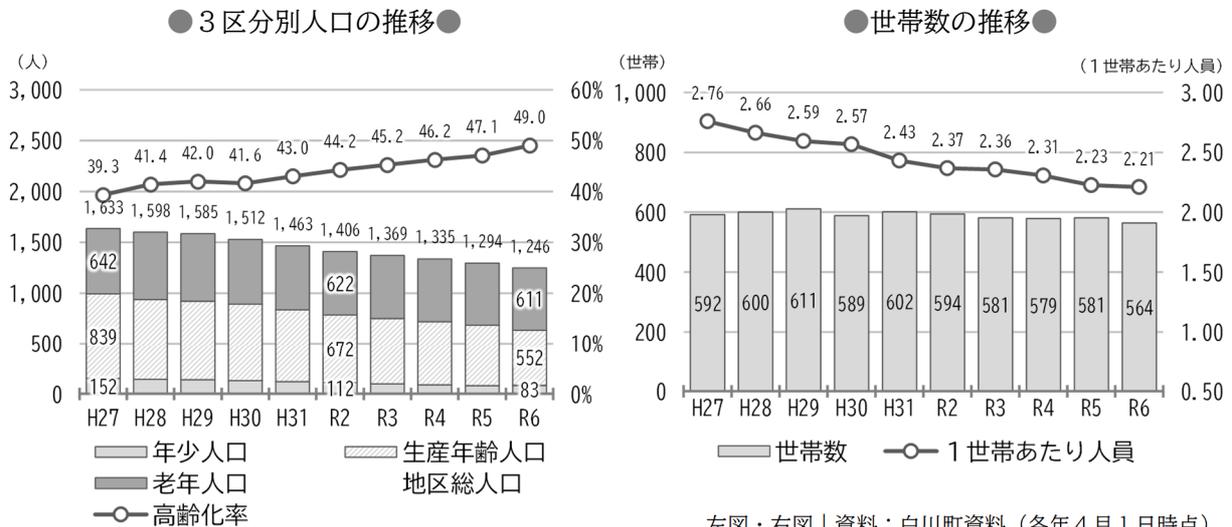
(2) 各地区の状況

白川地区

地区の概況

白川地区の総人口は平成27年以降減少しており、令和6年で1,246人、高齢化率は49.0%となっています。3区分別人口は、年少人口が令和3年以降で100人を下回り、生産年齢人口は令和6年には600人を下回っています。一方、老年人口は、平成27年以降600人台で推移しており、高齢化率は上昇しています。

世帯数は、平成27年以降600世帯前後で推移しており、令和6年で564世帯となっています。1世帯あたり人員は平成27年以降減少しており、令和6年で2.21となっています。総人口の減少、高齢化率の上昇、変動の少ない世帯数から、当地区でも少子高齢化が急激に進行していることがうかがえます。



地区交流会での検討内容

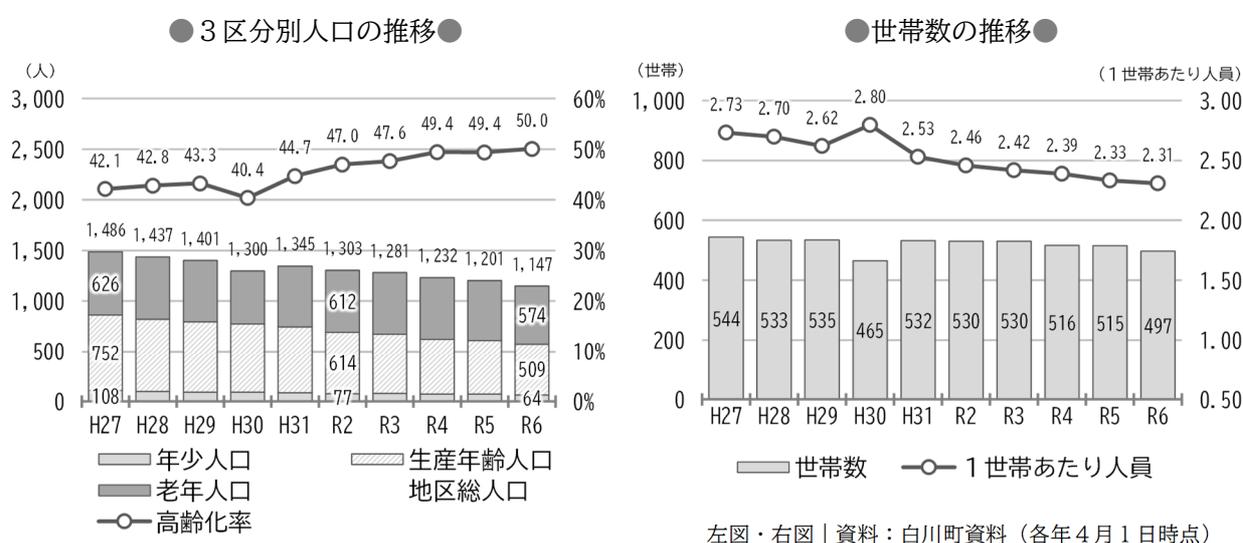
①地区の魅力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光地 ・ 自然豊か ・ 町の中心である ・ 交通アクセスが充実している ・ 空き家がたくさんあるので移住ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名所が魅力的 ・ 人柄がよい ・ 生活に必要な店や病院等がある
②地区の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少、少子高齢化の進行 ・ 交通手段や交通網が不十分 ・ 商業店舗や病院等が近くにない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家や荒れ地の増加 ・ 地域行事や交流への不安 ・ 自然災害が怖い
③地域に何が 必要か	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活性化 ・ 働く場の充実 ・ 助け合いの充実 ・ 商業店舗や病院等の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光や交流施設の充実 ・ 地域の娯楽や交流する場の充実 ・ 交通手段や交通網が不十分 ・ 代行サービスの充実
④地域で取り 組めること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域組織の強化 ・ 買い物や移動の支援をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 声かけや見守りをする ・ 農耕地の保全

白川北地区

地区の概況

白川北地区の総人口は平成27年以降概ね減少しており、令和6年で1,147人、高齢化率は50.0%となっています。3区分別人口は、年少人口が平成28年以降で100人を下回り、生産年齢人口は令和3年には600人を下回っています。一方、老年人口は、平成27年以降600人台で推移、令和5年には600人を下回ったものの、高齢化率は上昇しています。

世帯数は、平成27年以降概ね500世帯台で推移していたものの、令和6年で497世帯となっています。1世帯あたり人員は平成27年以降概ね減少しており、令和6年で2.31となっています。総人口の減少、高齢化率の上昇、変動の少ない世帯数から、当地区でも少子高齢化が進行していることがうかがえます。



左図・右図 | 資料：白川町資料（各年4月1日時点）

地区交流会での検討内容

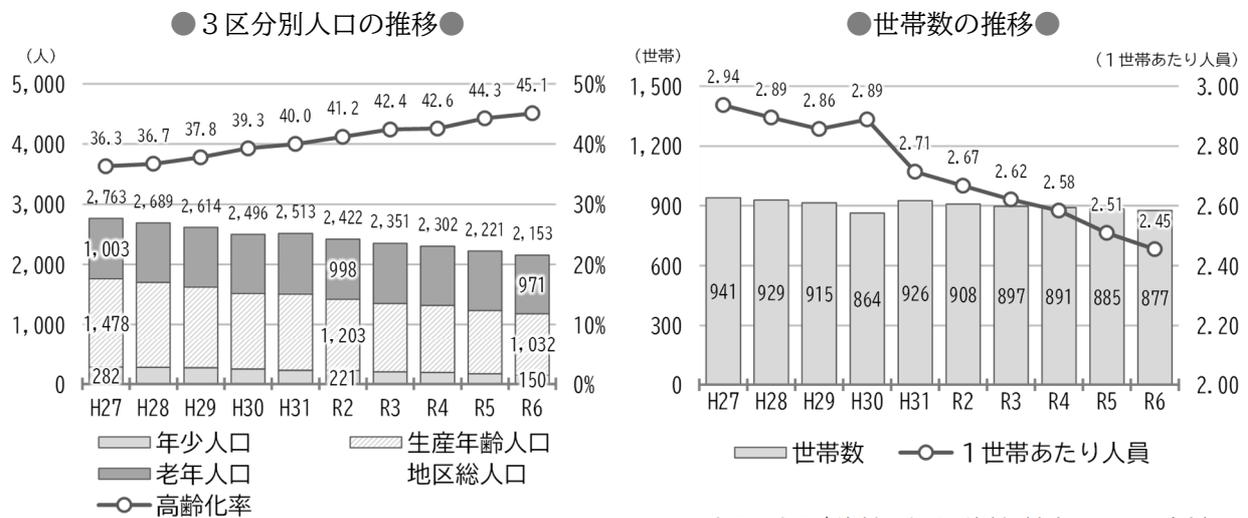
①地区の魅力	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地・名所が魅力的 ・人柄がよい ・交通アクセスが充実している 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然豊か ・生活しやすい ・行事が充実している
②地区の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、少子高齢化の進行 ・交通手段や交通網が不十分 ・地域行事や交流への不安 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家や荒れ地の増加 ・遊ぶ場所、働く場所が近くにない ・商業店舗や病院等が近くにない
③地域に何が必要か	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者や若い人の増加 ・働く場の充実 ・商業店舗や病院等の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光や交流施設の充実 ・地域の娯楽や交流する場の充実
④地域で取り組めること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域組織の強化 ・買い物や移動の支援をする ・農耕地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけや見守りをする ・ボランティア活動の充実

蘇原地区

地区の概況

蘇原地区の総人口は平成27年以降減少しており、令和6年で2,153人、高齢化率は45.1%となっています。3区分別人口は、年少人口が令和4年以降で200人を下回り、生産年齢人口は令和3年に1,200人を下回っています。一方、老年人口は、平成27年以降増減しながら1,000人前後で推移しており、高齢化率は上昇しています。

世帯数は、平成27年以降900世帯前後で推移しており、令和6年で877世帯となっています。1世帯あたり人員は、平成30年を除いて平成27年以降減少しており、令和6年で2.45となっています。総人口の減少、高齢化率の上昇、変動の少ない世帯数から、当地区でも少子高齢化が急激に進行していることがうかがえます。



左図・右図 | 資料：白川町資料（各年4月1日時点）

地区交流会での検討内容

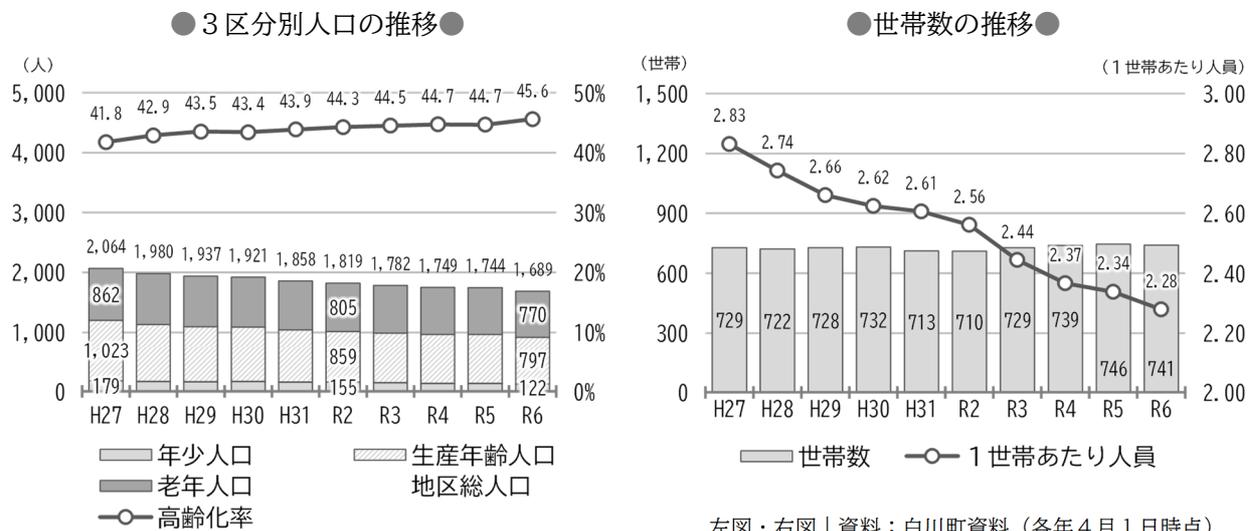
①地区の魅力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光地・名所が魅力的 ・ 人柄がよい ・ サロン（木林）がある ・ 生活に必要な店や病院等がある ・ 社協がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近所付き合いが充実している ・ 人的資源がある ・ 自然豊か ・ 交通アクセスが充実している
②地区の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少、少子高齢化の進行 ・ 交通手段や交通網が不十分 ・ 商業店舗や病院等が近くにない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家や荒れ地の増加 ・ 遊ぶ場所、働く場所が近くにない ・ 自然災害が怖い
③地域に何が 必要か	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活性化 ・ 高齢者施設の充実 ・ 働く場の充実 ・ 交通手段や交通網の充実 ・ 安心安全の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光や交流施設の充実 ・ 地域の環境美化や獣害対策 ・ 地域の娯楽や交流する場の充実 ・ 商業店舗等の充実
④地域で取り 組めること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域行事の充実 ・ 住民同士の交流 ・ 施設の有効な利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内めぐりの企画 ・ 買い物や移動の支援をする

黒川地区

地区の概況

黒川地区の総人口は平成27年以降減少しており、令和6年で1,689人、高齢化率は45.6%となっています。3区分別人口は、年少人口が令和3年以降で150人を下回り、生産年齢人口は平成28年には1,000人を下回っています。一方、老年人口は、令和3年以降800人を下回っていますが、高齢化率は上昇しています。

世帯数は、平成27年以降700世帯台で推移しており、令和6年で741世帯となっています。1世帯あたり人員は平成27年以降減少しており、令和6年で2.28となっています。総人口の減少、高齢化率の上昇、変動の少ない世帯数から、当地区でも少子高齢化が急激に進行していることがうかがえます。



左図・右図 | 資料：白川町資料（各年4月1日時点）

地区交流会での検討内容

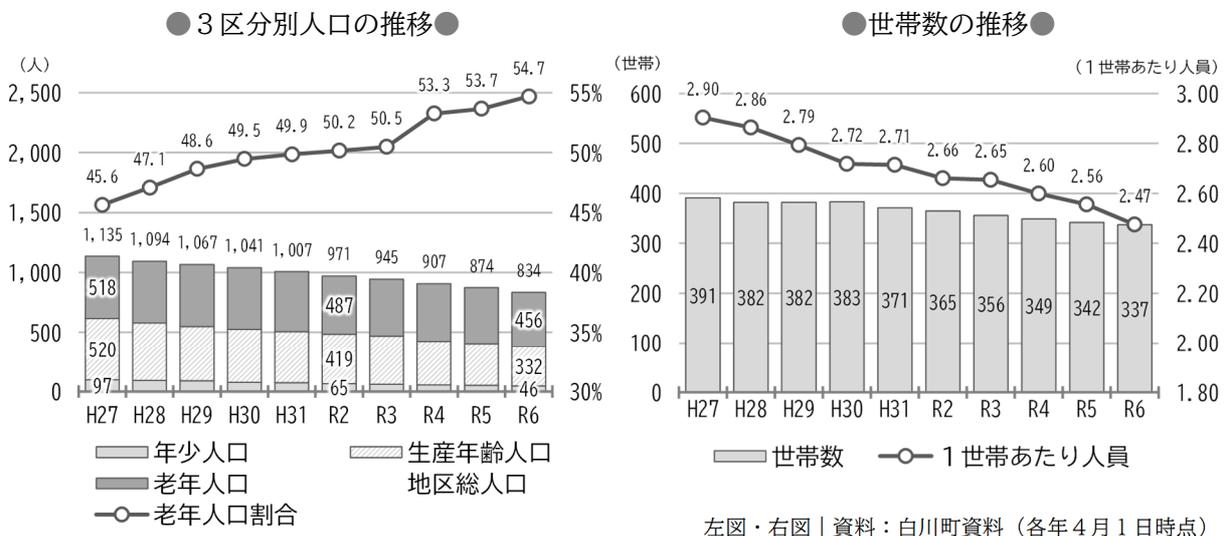
①地区の魅力	<ul style="list-style-type: none"> ・祭りや行事が充実している ・生活に必要な公共施設等がある ・交通アクセスが充実している ・人柄がよい ・自然豊か ・宿泊施設がある ・活気がある ・東座がある
②地区の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、少子高齢化の進行 ・道路整備が不十分 ・地域行事や交流への不安 ・自然災害に対する対策 ・空き家や荒れ地の増加 ・働く場所が近くにない ・商業店舗や病院等が近くにない
③地域に何が 必要か	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化 ・観光や交流施設の充実 ・交通手段や交通網の充実 ・働く場の充実 ・地域の娯楽や交流する場の充実 ・商業店舗や病院等の充実 ・助け合いの充実
④地域で取り 組めること	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ運動 ・見守り、声かけ、高齢者の世話 ・集まる場所づくり ・地域マップをつくる ・夜の門灯点け運動 ・自治会で問題になった点を話し合う機会をつくる ・ボランティアのこころ ・交流できる環境をつくる ・祝日に国旗掲揚（一体感） ・きずなを深める組織内の会合を増やす ・隣の付き合い活動、回覧は手渡し ・行事の復活

佐見地区

地区の概況

佐見地区の総人口は平成 27 年以降減少しており、令和 6 年で 834 人、高齢化率は 54.7% となっています。3 区分別人口は、年少人口が令和 6 年で 50 人を下回り、生産年齢人口は平成 28 年には 500 人を下回っています。一方、老年人口は、令和 2 年以降 500 人を下回っていますが、高齢化率は上昇しています。

世帯数は、平成 27 年以降 300 世帯台で推移しており、令和 6 年で 337 世帯となっています。1 世帯あたり人員は平成 27 年以降減少しており、令和 6 年で 2.47 となっています。総人口の減少、高齢化率の上昇、変動の少ない世帯数から、当地区でも少子高齢化が急激に進行していることがうかがえます。



地区交流会での検討内容

①地区の魅力	<ul style="list-style-type: none"> ・祭りや行事が充実している ・人柄がよい ・自然豊か 	<ul style="list-style-type: none"> ・近所付き合いが充実している ・暮らしやすい
②地区の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、少子高齢化の進行 ・交通手段や交通網が不十分 ・移住者とのコミュニケーションが取りにくい ・商業店舗や病院等が近くにない 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家や荒れ地の増加 ・働く場所が近くにない
③地域に何が 必要か	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化 ・地域の娯楽や交流する場の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く場の充実 ・助け合いの充実
④地域で取り 組めること	<ul style="list-style-type: none"> ・助け合いの充実 ・ボランティア活動の充実 ・空き家等の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動の充実 ・移住者との交流

5 現状を踏まえた主要課題

(1) 住民一人ひとりの地域福祉の意識醸成

人口の減少と少子高齢化の進行に伴い、今後支援が必要な高齢者は増加していくことが見込まれており、地域での支え合いがますます重要となってきます。町民意識調査では、情報入手先や相談相手として、友人・知人、近所の人が多く挙げられていることや、支え合う・助け合う「地域」として認識されている範囲は「自治会」が最も多いことから、本町においては、近い範囲での結びつきがあることがうかがえます。今後は、地域の結びつきを強めるとともに、福祉教育の機会や地域福祉の情報発信を充実し、地域福祉の理解者を増やすことで、地域の抱える課題に対して住民一人ひとりが主体となり、隣近所で協力して解決に取り組める地域づくりを進めていく必要があります。

(2) 地域福祉の担い手確保・育成

町民意識調査では、住んでいる地域で感じる問題や課題として「担い手・後継者不足」が最も多く挙げられています。また、関係団体へのヒアリング調査においても、活動の後継者がいないことが課題として挙げられており、人材育成への支援が求められています。地域における担い手不足や役員などの固定化は、特定の人への負担を重くすることになり、支援を必要とする人を地域で支える力の低下につながるものが懸念されます。地域福祉活動を活性化させるため、担い手の確保を進めると同時に、リーダーとなり得る町民を育成するための施策を充実・強化する必要があります。

(3) 地域ぐるみの孤立防止

単独世帯が増加しており、特に高齢者のみの世帯が増加しています。また、シニアクラブや子ども会の加入率は継続して減少しており、今後は「お互いさま」の気持ちを持って高齢者が高齢者を支えていく必要があります。町民意識調査では、福祉等のボランティア活動をしている人は減少していますが、ボランティア活動への参加意向がある人は増加しています。また、近所や地域の人に手助けできることとして、「日常の見守り・声かけ」が最も多く挙げられています。困りごとが発生したときに助けを求められるよう、隣近所で見守り、支え合い、地域ぐるみで孤立防止に努めていく必要があります。

(4) 横断的な支援の提供

本町では、障がい者や生活困窮者、外国籍の人など、特に支援が必要と思われる住民が増加傾向にあります。また、町民意識調査では、福祉サービスを使う際に必要な取組として「わかりやすい情報の提供」が多く挙げられています。支援を必要とする人それぞれに適切な支援が届けられるよう、相談できる環境や支援につながる仕組みづくり、情報提供体制などを拡充していく必要があります。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

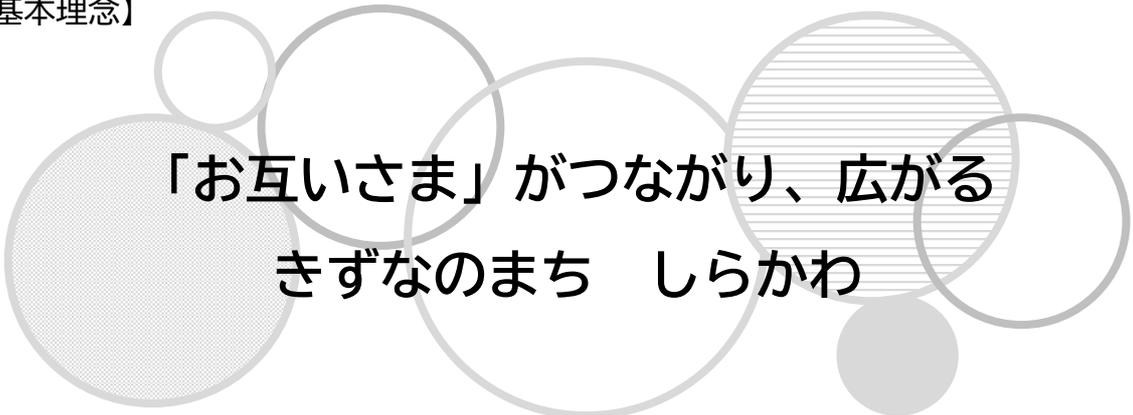
本町では、「白川町第6次総合計画」のまちの将来像に、『「活力」をカタチに みんなの思いが 生きる つながる 広がるまち 白川町』を掲げています。本町の魅力を活かしながら、住民一人ひとりが地域と関わり、つながることで、元気で活力のある、住民が住み続けたいと思えるまちづくりを今後進めていこうとしています。

一方で、地域が抱えている課題は、社会からの孤立、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもり、虐待の問題など、社会環境の変化に起因して、ますます多様化・複雑化しています。これらの地域生活課題を解決するためには、行政サービスの提供だけでは難しく、住民・地域・ボランティア・事業者などが主体としての役割を認識し、それぞれが連携・協働することが大切です。

「困りごと」は、生活する上で、誰にでも発生します。その中には、本人から見れば大変なものでも、周りから見れば簡単に解決できるものもあります。そんな時は、お互いが支え合う存在として、「お互いさま」の精神のもと、みんなが手を差し伸べられることが大切です。

第3期計画では、『ふれあい、つながり、ささえあい きずなのまち しらかわ』を基本理念に各施策を展開してきました。本計画においても、この理念の考え方を継承しつつ、新たに以下のような理念を掲げ、すべての住民が互いへの理解を深め、尊重し合うところ・支え合いのころを持って課題を解決することにより、住民一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちを目指します。

【基本理念】



「お互いさま」がつながり、広がる
きずなのまち しらかわ

2 基本目標

基本理念として掲げる「「お互いさま」がつながり、広がるきずなのまち しらかわ」を達成するため、次の3つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標1 誰一人取り残さない支え合いの 地域づくり

福祉のまちづくりの実現には、地域での様々な困りごとを「自分自身のこと」として意識し、支援を必要としている人に、地域で気づき、支え合い、助け合える環境が必要です。様々な機会を活用し、地域福祉の必要性についての周知啓発を進めるとともに、地域の中で住民がともに支え合う活動を活発化するため、地域福祉の担い手となる人材の育成、地域活動を行っている団体に対する活動支援に取り組みます。さらに、地域における交流機会を提供することで、「顔の見える関係」をつくり、地域のきずなを深めます。

基本目標2 適切な支援につなぐ 仕組みづくり

地域の中では、子どもから高齢者、障がいのある人・ない人、様々な国籍の人などが暮らしており、多種多様な福祉課題が存在しています。そのため、地域の中で困難を抱えている人が、それぞれの状況や困りごとに応じて適切な支援・サービスを受けられるよう、切れ目のない相談支援体制や情報提供体制を強化するとともに、困りごとに対して適切な支援を受けられる体制の整備に取り組みます。また、権利擁護が必要な人、生活困窮者、ひきこもりなど、複合的な課題を抱える様々なケースに対応できるよう、分野横断的な取組による支援を行います。

基本目標3 安心して暮らせる まちづくり

高齢化の進展により、支援を必要とする人が増えてきている中で、災害や犯罪に対して様々な不安を抱えている人も増加しています。また、あらゆる面でのバリアフリー化、町民の移動手段の確保も求められます。誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域が一体となった緊急時の支援体制を構築するとともに、地域の見守り等による防災・防犯活動の強化、公共交通の整備を推進します。

3 施策の体系

基本目標 1 誰一人取り残さない支え合いの地域づくり	
施策	取組名
1 地域福祉に対する意識の醸成	①地域福祉に関する意識啓発
	②福祉教育の推進
2 地域を支える人材の育成と活動への支援	①地域福祉を担う人材の育成
	②地域福祉活動への支援
	③社会福祉協議会の基盤整備
3 地域におけるふれあい・交流機会の充実	①近所付き合い・地域交流の促進

基本目標 2 適切な支援につなぐ仕組みづくり	
施策	取組名
1 包括的な支援に向けた体制づくり	①相談支援体制の充実
	②支え合いのネットワーク強化
	③情報提供体制の充実
2 課題に応じた支援の充実	①横断的な福祉サービスの充実
	②孤立化の防止
	③権利を守る仕組みづくり
	④経済面や居住、就労等への支援
	⑤社会復帰を目指す人への支援

基本目標 3 安心して暮らせるまちづくり	
施策	取組名
1 防災・防犯対策の推進	①緊急時・災害時に備えた体制づくり
	②地域の防犯力の強化
2 公共交通・移送手段の整備	①外出・移動の充実

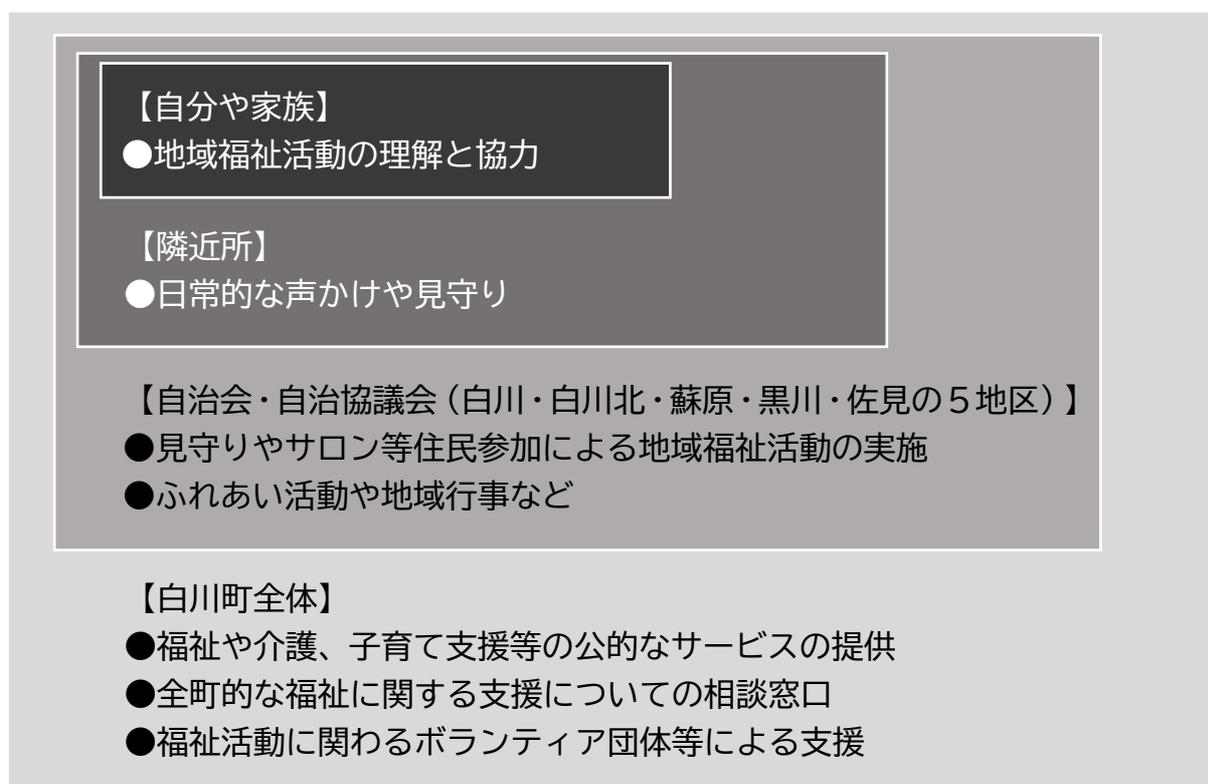
4 計画を進める上での視点

(1) 圏域の設定

本町の地域福祉を推進していくためには、本計画の基本理念と、基本目標の達成に向けた取組について、住民一人ひとりから、家族や隣近所、自治会・自治協議会、さらに、白川・白川北・蘇原・黒川・佐見といった5つの地区や町内全域まで、それぞれが担う役割を認識し、重層的に進めていくことが大切です。

本町においては、多様化する地域生活課題に対応するため、自分や家族といった最も小さな範囲から町全体まで、地域を重層的に捉え、適切な範囲において施策を展開することで、地域福祉推進のための効果的な活動を進めていきます。

■「圏域」の概念図

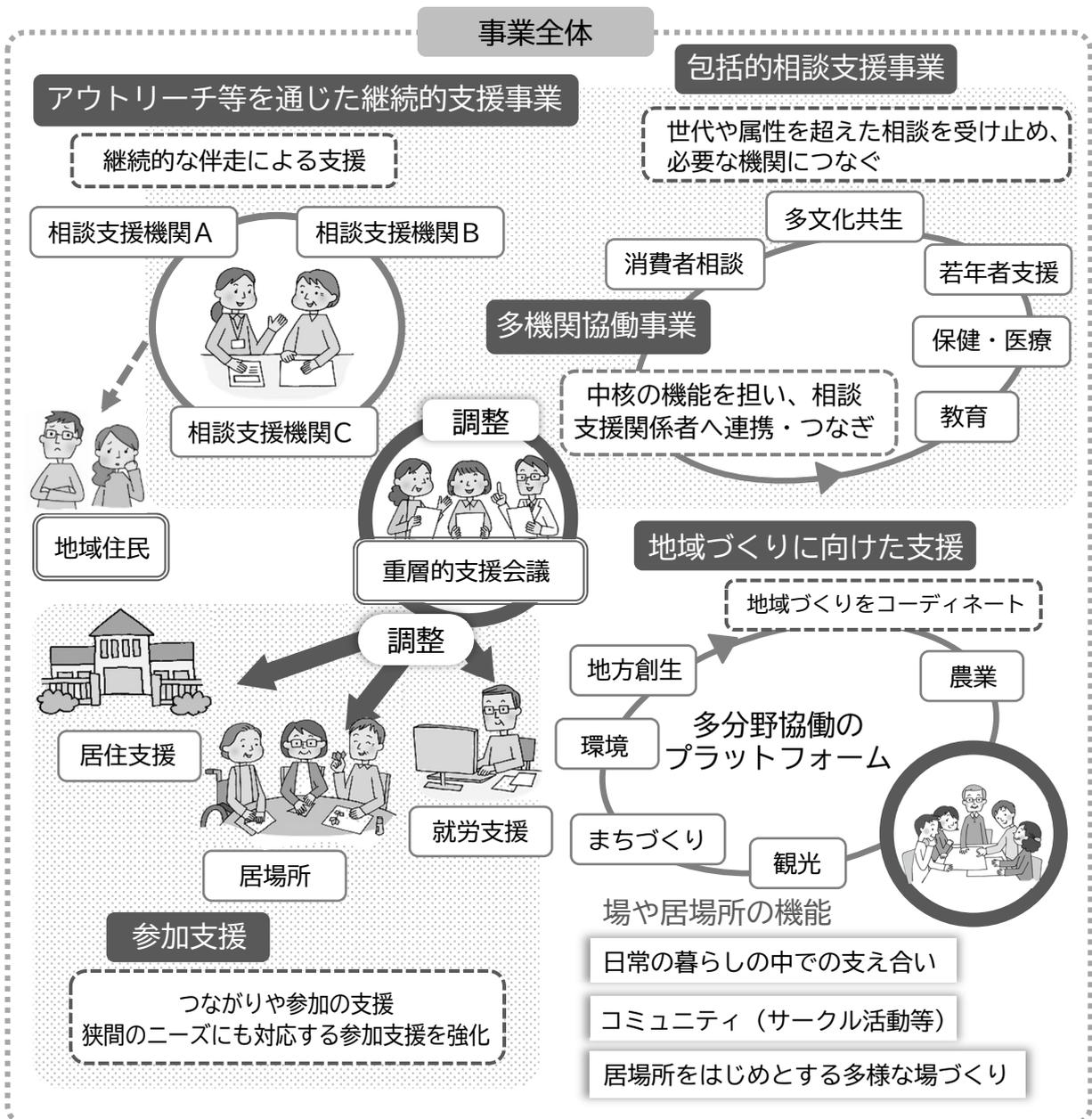


(2) 重層的支援体制整備に向けた取組

令和3年4月の社会福祉法の改正では、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加され、この包括的支援体制の構築を進めるため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。「重層的支援体制整備事業」は、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化している支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「多機関協働事業」を規定し、この5つの事業を一体的に実施するものです。

本町においては、この考え方を踏まえ、重層的支援体制の整備を見据えた地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための取組を行っており、それらに関連する事業についても本計画に盛り込んでいます。

■重層的支援体制整備事業の概要（イメージ）（※厚生労働省資料を参考に作成）



第 4 章 施策の展開

「第 4 章 施策の展開」の見方

基本目標2 適切な支援につなぐ仕組みづくり

施策 1 包括的な支援に向けた体制づくり

白川町のいま

- 世帯の縮小化や地域のつながりの希薄化等により、社会から孤立する人が生じやすくなっています。また、支援を必要としていても外部に助けを求めることができず、必要な支援やサービスにつながらない人もみられます。
- 町民意識調査によると、福祉サービスの利用者が必要なサービスを安心して使うために必要だと思う取組として、「わかりやすい情報の提供」が最も多く挙げられています。また、福祉サービスに関する情報の入手方法としては、「広報しらかわ」「友人や近所の人」「社協だより」が上位となっており、本町では町内のツールや口コミにより情報収集している方が多いことがうかがえます。
- 支援を必要とする人それぞれに適切な支援が届けられるよう、分野横断的な相談体制やセーフティネットの充実、効果的な情報提供体制などを拡充していく必要があります。



白川町単位ではなく、地域ごとにチームをつくる、各家庭にまで声かけできる体制があると良い。(町民意識調査)
高齢者はインターネットなどについていけない。私も親の介護で知人から福祉サービスの助言をいただき、大変助かった。(町民意識調査)

施策の方向性

生活上の様々な困難を抱える人が地域で安心して暮らせるよう、課題の把握から適切な支援やサービスへと迅速につなげる包括的な相談支援体制を整備します。さらに、現状助けの声を上げにくい人も取りこぼすことなく地域全体で支え合えるよう、近隣住民同士、町、社協、関係機関における見守り・連携の仕組みを構築し、ネットワークを強化します。また、誰もが必要な情報を得ることができるよう、適切な情報発信に取り組みます。

具体的な取組

①相談支援体制の充実

地域・住民の取組

- ◆不安や悩みは一人で抱え込まず、民生委員・児童委員、主任児童委員に相談したり、各相談窓口を活用したりしましょう。
- ◆日頃から地域住民同士で、互に見守り、見守られる意識を持って行動しましょう。

白川町のいま

全国的な傾向や統計・各種調査結果などから伺える本町の現状と課題のうち、施策と関連するものを掲載しています。

町民の声

町民意識調査・団体ヒアリング調査での自由回答や、地区福祉座談会での意見のうち、施策と関連するものを抜粋して掲載しています。

施策の方向性

現状を踏まえ、今後5年間の施策の大まかな方向性を掲載しています。

地域・住民の取組

施策を推進するために、町民や地域で実践してほしい取組を掲載しています。

町・社協の主な事業・取組

施策を推進するために、今後5年間で行政や社協が行う具体的な事業・取組を掲載しています。

重層的支援体制に関連する事業・取組

重層的支援体制（詳細は38ページに記載）に関連する事業・取組には、【重層】と示しています。

- ◆地域において、不安や悩みを相談できる関係を築きましょう。
- ◆広報しらかわや白川町行政情報ウェブサイト、社協だより等を活用して、相談窓口を把握しましょう。
- ◆日常生活において、支援を必要とする人を発見した際は、町や社協等に伝えましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
総合相談の体制づくりの推進【重層】	◆様々な分野や領域にわたる相談に対応することができるよう、町と社協が協働して相談体制のネットワークづくりを進め、相談支援体制を強化します。 ◆高齢、障がい、子育て等の相談窓口における連携を進め、分野を超えた総合相談体制を構築します。	町 社協
高齢者の総合的な相談支援	◆介護や福祉に関する地域の総合的な窓口として、保健福祉課に「地域包括支援センター」を設置し、福祉サービスなどに関する情報提供や実態把握を行うとともに、高齢者の様々な相談に対応し、専門的な支援につなげます。	町
障がいの者の相談体制の充実	◆障がいのある人とその家族等からの様々な相談に応じるため、保健福祉課に「地域包括支援センター」、「基幹相談支援センター」を設置し、総合的な相談窓口として、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障がい者相談支援事業所の周知に努めます。 ◆身体障害者相談員による相談を実施し、身体に障がいのある人の様々な相談に応じます。	町
子育てに関する相談機能の充実	◆各種訪問事業や相談事業において、子育てに関する様々な相談に応じ、適切なサービスや支援につなげます。 ◆保健センターに「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの途切れない支援を行います。 ◆身体やこころ、情緒の発達に支援が必要な子どもの発達支援を、白川町こども発達支援教室「おひさま」で行います。	町 社協

基本目標1 誰一人取り残さない支え合いの地域づくり

施策1 地域福祉に対する意識の醸成

白川町のいま

- 人口減少と少子高齢化が進み、今後支援が必要な高齢者が増加していくことが見込まれており、今後は地域での支え合いがこれまで以上に重要となってきます。
- 町民意識調査によると、ご近所や地域の人に手助けできることとして、4割が「日常の見守り・声かけ」を挙げている一方で、「特にない」と回答した人が2割近くとなっています。また、住んでいる地域での問題や困りごとの解決方法として、約半数が「自分たちの生活に関わることだから、住民同士で解決したい」と回答していますが、前回計画策定時と比較して減少しています。
- 町民意識調査によると、ふだんの生活で支え合う・助け合う範囲として「自治会」「隣近所」が最も意識されていることから、今後は「お互いさま」の気持ちを持って隣近所で支え合っていく社会に向けて、住民一人ひとりの地域や福祉に関する意識向上に向けた取組の充実が求められます。



町民の声

少子高齢化を止めることは難しいと思われるが、地域の人たちと一緒に地域の問題を解決していきながら過ごしていければと思う。
(町民意識調査)

施策の方向性

地域福祉を支えるのは町民一人ひとりの意識であるため、住民の福祉意識の醸成を図るとともに、学校・地域・家庭における福祉教育を推進し、地域福祉への理解を深めます。

具体的な取組

①地域福祉に関する意識啓発

地域・住民の取組

- ◆地域福祉の重要性について考えましょう。
- ◆地域住民の顔が見える関係づくりを行いましょう。
- ◆広報しらかわや白川町行政情報ウェブサイト、社協だより等を通じて、町や社協の福祉施策について学びましょう。
- ◆地域の集まりや回覧板等を通じて、地域福祉に関する情報を共有しましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
多様な媒体を活用した福祉意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報しらかわや白川町行政情報ウェブサイト、社協だより等を活用して、地域福祉の重要性や地域の福祉課題についての啓発を行います。 ◆情報のバリアフリー化に向けて、誰もがわかりやすい行政情報ウェブサイトの作成に努めます。 	町 社協
福祉イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉イベント等の機会を活用し、地域福祉の重要性の啓発を行います。 	町 社協

②福祉教育の推進

地域・住民の取組

- ◆家庭や地域、学校で、子どものころから福祉のこころを育みましょう。
- ◆福祉に関するイベントや講演会等に積極的に参加しましょう。
- ◆福祉関連事業所等では、小・中学校の福祉体験を積極的に受け入れましょう。
- ◆地域の問題について、みんなで話し合う機会を持ちましょう。
- ◆自主的な学習や体験により、福祉に対する正しい知識を身につけましょう。
- ◆住民一人ひとりがノーマライゼーションの考え方を取り入れ、地域における障がい及び障がい者への理解を深めましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
福祉協力校・園の指定	<ul style="list-style-type: none"> ◆町内保育園、小・中学校を「福祉協力園」「福祉協力校」に指定し、それぞれの福祉教育への取組を支援します。 	社協
ボランティア教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆夏休みに小学4年生から6年生を対象にボランティア教室を開催し、疑似体験等を通じて障がいについて理解し、ハンディキャップを持った方の気持ちに寄り添うところや思いやりのこころを育て、自分にできることを考えて行動する力を身につけます。 	社協
福祉講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉関係者や住民のニーズに沿った、福祉に関する講演会を開催することで、福祉精神の育成を図ります。 	社協

事業名・取組名	内容	実施主体
生涯学習における福祉教育の推進	◆生涯学習において、福祉に関する講座等を開催し、住民の福祉意識の高揚を図ります。	町
町行事等での福祉教育やPR活動の推進	◆「ふるさとまつり」や「ふくし展」などのイベントの際には、福祉活動などの啓発を目的としたPR活動の推進に努めます。	町 社協
地区福祉座談会の開催	◆住民同士の助け合いの意識を培い、住民自治の理念を推進することを目的に民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉委員、地域住民との地区福祉座談会を開催し、住民の福祉意識の高揚につなげます。	町 社協

施策2 地域を支える人材の育成と活動への支援

白川町のいま

- 高齢化の進展や障がいのある人の自立に向けた地域移行の促進等により、地域の支え合いの重要性はますます高まっている一方で、少子高齢化による若者の減少により、地域福祉を支える人材は減少しています。
- 町民意識調査によると、住んでいる地域で感じる問題や課題として「担い手・後継者不足」が最も多く挙げられており、団体へのヒアリング調査においても、活動の後継者がいないことが課題として最も多く挙げられています。
- 一方、町民意識調査によると、現在福祉等のボランティア活動をしている人は、前回計画策定時より減少していますが、ボランティア活動への参加意向がある人は増加しています。
- 町民が地域福祉活動に参加しやすい環境づくりとともに、本町の地域福祉を担う人材の発掘・育成を進めていく必要があります。



町民の声

自分が住んでいる地域は若い人が少ないので、地元を支えきれないことが問題となっている。地域コミュニティの見直し・強化が必要。
(町民意識調査)

施策の方向性

地域福祉の担い手となる人材の発掘・育成を進めるとともに、福祉活動の重要な役割を果たす民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉委員、ボランティア団体等の活動支援を行います。また、より効果的な支援を行えるよう、社協の基盤強化を進め、地域住民等による小地域ネットワーク活動の強化を図ります。

具体的な取組

①地域福祉を担う人材の育成

地域・住民の取組

- ◆地域のボランティア活動がどのような活動をしているか、興味を持ちましょう。
- ◆身近なボランティア活動に参加するなど、できることからはじめてみましょう。
- ◆ボランティアに関心がある人は、自分の経験や知識、特技を活かし、積極的に参加しましょう。
- ◆ボランティア団体の活動を周知し、体験活動の機会を提供しましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
民生委員・児童委員、主任児童委員の養成と研修強化 【重層】	◆民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域に根ざした福祉活動の中心的存在です。県等と連携して一層の資質の向上に努めます。 ◆民生委員・児童委員、主任児童委員や福祉委員は、小地域における福祉課題の発見、住民による助け合い活動のリーダーとしての役割が期待されます。各役職の役割を認識し、連携・協力を図りながら、福祉活動の強化につなげます。	町 社協
身体障害者相談員の養成と研修強化 【重層】	◆身体障害者相談員は、町が委嘱しています。民生委員・児童委員、主任児童委員らと連携して、地域の福祉課題の発見とその解決に向けた取組を推進するリーダーとして活躍できるよう研修に努めます。	町
地域リーダーの育成 【重層】	◆自治会やシニアクラブなど、地域の活動組織を支援するとともに、それらの組織のリーダーの養成に努めます。	町 社協
ボランティアの育成 【重層】	◆ボランティア活動への支援や学習する機会の充実を図ることで、ボランティアの育成に取り組みます。 ◆学校等との連携により、若年層のボランティア育成を図ります。	町 社協
福祉委員活動の推進 【重層】	◆地域福祉の推進役である福祉委員について、役割の見直しと明確化を図り、活動を支援します。	社協
医療保健福祉にかかわる従事者育成への支援	◆医療保健福祉を担う専門職の確保に向け、仕事内容の魅力発信、資格取得に対する補助など、育成に向けた支援を検討します。	町
研修機会の提供 【重層】	◆地域福祉を担う人材の資質の向上と裾野拡大に向け、福祉専門職や福祉関連サービスの関係者、ボランティア等に対する研修機会の確保に努めます。	社協

②地域福祉活動への支援

地域・住民の取組

- ◆ボランティアセンターを積極的に活用してみましょう。
- ◆団体や民生委員・児童委員、主任児童委員は、町や社協に支援してほしいことについて伝えてみましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
地域の支え合い団体活動への支援	◆地域の福祉課題の解決・改善に向けた方策を住民全体で考えるため、地域の支え合い団体に対する支援等を行います。	町 社協
各種団体の活動支援	◆シニアクラブ連合会、身体障害者福祉協会、赤十字奉仕団、民生委員協議会の事務局を置くなど、関係団体の活動を支援します。	町 社協
団体間の連携の促進 【重層】	◆地域活動やボランティア活動に関する情報を収集し、ボランティア同士や団体間の交流、連携が充実できるよう働きかけます。	町 社協
ボランティア活動への支援の推進 【重層】	◆ボランティア保険の内容の周知と活用促進を図り、ボランティア保険料の助成や活動機材等を貸し出すなど、ボランティア活動を支援します。	社協
活動場所の確保 【重層】	◆ボランティア団体や地域活動の場の確保に向け、ボランティア団体の活動を把握し、調整を図ります。	社協
ボランティア等の情報発信	◆社協だより等を活用し、タイムリーな情報発信を行います。	社協
ボランティアセンターの機能強化	◆ボランティアに関する相談や情報提供を行う「ボランティアセンター」の機能強化を図り、ボランティアをしたい人としてほしい人の円滑なコーディネートを図ります。	社協

③社会福祉協議会の基盤整備

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
社協への補助	◆地域福祉推進の中核を担う社協に対し、補助金を交付します。 ◆人材の精査と費用のバランスとを考慮し、必要に応じて補助金制度の見直しを行います。	町

事業名・取組名	内容	実施主体
会員確保と会費への理解促進	<p>◆社協だよりや社協ホームページを活用し、活動を町民に紹介することで、一般会員や賛助会員への協力を求めます。</p> <p>◆会費は、社協が民間非営利団体として活動を進める上で、なくてはならない貴重な財源であるため、その必要性の理解促進に努めます。</p>	社協
連絡調整会議の実施	◆町と社協による権利擁護や生活支援体制整備に関する会議を実施し、事業や地域の課題について情報共有を図ります。	町 社協
各種情報の開示	◆社協だよりを活用して、社会福祉協議会の取組等に関する情報を開示します。	社協
共同募金	◆民間社会福祉事業の健全な発展を図るため、共同募金を実施します。	社協
基金の整備	◆地域福祉のさらなる推進に向けて、目的別基金を設置し、活動を行います。	社協
提言受託による補助金・受託金の獲得	◆町への提言により、既存事業の委託化や新規事業の受託、民間の補助金の獲得等につなげます。	社協

施策3 地域におけるふれあい・交流機会の充実

白川町のいま

- 全国的に、価値観やライフスタイルの変化、定年後も働く人の増加等の影響により、地域活動へ参加する人が減少しています。
- 統計データによると、シニアクラブと子ども会において、会員数、加入率ともに減少しています。町民意識調査においては、自治会や子ども会等の地域活動に参加していない人は1割以下となっていますが、年代別で見ると、若い世代ほど少なくなっています。
- 核家族化や地域コミュニティの弱体化等により、今後は日常生活の中で地域の人との交流機会が徐々に少なくなることが懸念されます。近隣住民同士で何か問題が発生した時の「お互いさま」の関係性づくりに向け、地域交流や地域活動を活発化させるとともに、交流の場に参加しやすい環境づくりが求められます。



町民の声

人が集まる機会が少なく、地域文化（祭り、運動会等）が消滅し始めている。子どもから大人まで気軽に交流できる場所があると良い。
（地区福祉座談会）
地域の交流が多いまちづくりが大切だと思う。（町民意識調査）

施策の方向性

住民が地域や地域の福祉課題に興味・関心を持つきっかけづくりや支え合いの意識づくりに向け、交流の機会を創出し、住民間のコミュニケーションの活性化を図ります。

具体的な取組

①近所付き合い・地域交流の促進

地域・住民の取組

- ◆地域のことや隣近所の人に関心を持ちましょう。
- ◆日頃からあいさつや声かけを行い、地域住民の顔が見える関係づくりを行いましょう。
- ◆隣近所の人と「困ったときは、お互いさま」と助け合える関係をつくりましょう。
- ◆自治会活動・地域での交流に積極的に参加しましょう。
- ◆自治会等では、住民が集まれる機会を設けましょう。
- ◆隣近所で声をかけあって、地域の行事・イベントに参加しましょう。
- ◆地域の施設を活用し、地域住民が集まれる機会をつくりましょう。
- ◆地区の集会所や広場、各地区ふれあいセンターを活用しましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
ふれあいいきいきサロンの充実 【重層】	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の特性に合ったふれあいいきいきサロンが実施できるように支援し、高齢者と地域住民がふれあう機会を提供します。 ◆サロン活動の活性化につながるよう、開催方法に関する助言や活動助成金の有効的な活用促進、サロン継続のための支援等を行います。 	社協
困難を抱える人やその家族の居場所づくり 【重層】	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症やひきこもりなど、困りごとを抱える人やその家族が気軽に集える場を開催し、交流の場の提供と支援を行います。 	町 社協
シニアクラブ活動の活性化支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆シニアクラブの一層の啓発を行い、加入率の向上を目指します。 ◆元気で活発な高齢者を重要な地域の担い手として捉え、自立的な活動の重要性を啓発します。 ◆会員同士の見守りや、参加の呼びかけ等を行う中で、気になることがあれば情報提供や相談を受け、支援につなげます。 	町
自治会集会施設への補助 【重層】	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域活動の拠点となる自治会集会施設の整備や運営に対し、補助金を交付します。 	町
町民会館・各地区ふれあいセンターの充実 【重層】	<ul style="list-style-type: none"> ◆町民会館・各地区ふれあいセンターが、住民にとって気軽に集える場となるよう、ソフト・ハード両面の整備を積極的に行います。 	町
地域交流に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報しらかわや白川町行政情報ウェブサイト、社協だより等を活用して、交流イベント等に関する情報を発信し、住民の地域参加を促します。 	町 社協

基本目標2 適切な支援につなぐ仕組みづくり

施策1 包括的な支援に向けた体制づくり

白川町のいま

- 世帯の縮小化や地域のつながりの希薄化等により、社会から孤立する人が生じやすくなっています。また、支援を必要としていても外部に助けを求めることができず、必要な支援やサービスにつながない人もみられます。
- 町民意識調査によると、福祉サービスの利用者が必要なサービスを安心して使うために必要だと思う取組として、「わかりやすい情報の提供」が最も多く挙げられています。また、福祉サービスに関する情報の入手方法としては、「広報しらかわ」「友人や近所の人」「社協だより」が上位となっており、本町では町内のツールや口コミにより情報収集している方が多いことがうかがえます。
- 支援を必要とする人それぞれに適切な支援が届けられるよう、分野横断的な相談体制やセーフティネットの充実、効果的な情報提供体制などを拡充していく必要があります。



町民の声

白川町単位ではなく、地域ごとにチームをつくり、各家庭にまで声かけできる体制があると良い。（町民意識調査）
高齢者はインターネットなどについていけない。私も親の介護で知人から福祉サービスの助言をいただき、大変助かった。（町民意識調査）

施策の方向性

生活上の様々な困難を抱える人が地域で安心して暮らせるよう、課題の把握から適切な支援やサービスへと迅速につなげる包括的な相談支援体制を整備します。さらに、現状助けの声を上げにくい人も取りこぼすことなく地域全体で支え合えるよう、近隣住民同士、町、社協、関係機関における見守り・連携の仕組みを構築し、ネットワークを強化します。また、誰もが必要な情報を得ることができるよう、適切な情報発信に取り組みます。

具体的な取組

①相談支援体制の充実

地域・住民の取組

- ◆不安や悩みは一人で抱え込まず、民生委員・児童委員、主任児童委員に相談したり、各相談窓口を活用したりしましょう。
- ◆日頃から地域住民同士で、互いに見守り、見守られる意識を持って行動しましょう。

- ◆地域において、不安や悩みを相談できる関係を築きましょう。
- ◆広報しらかわや白川町行政情報ウェブサイト、社協だより等を活用して、相談窓口を把握しましょう。
- ◆日常生活において、支援を必要とする人を発見した際は、町や社協等に伝えましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
総合相談の体制づくりの推進 【重層】	<ul style="list-style-type: none"> ◆様々な分野や領域にわたる相談に対応することができるよう、町と社協が協働して相談体制のネットワークづくりを進め、相談支援体制を強化します。 ◆高齢、障がい、子育て等の相談窓口における連携を進め、分野を超えた総合相談体制を構築します。 	町 社協
高齢者の総合的な相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護や福祉に関する地域の総合的な窓口として、保健福祉課に「地域包括支援センター」を設置し、福祉サービスなどに関する情報提供や実態把握を行うとともに、高齢者の様々な相談に対応し、専門的な支援につなげます。 	町
障がい者の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいのある人とその家族等からの様々な相談に応じるため、保健福祉課に「基幹相談支援センター」を設置し、総合的な相談窓口として、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障がい者相談支援事業所の周知に努めます。 ◆身体障害者相談員による相談を実施し、身体に障がいのある人の様々な相談に応じます。 	町
子育てに関する相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種訪問事業や相談事業において、子育てに関する様々な相談に応じ、適切なサービスや支援につなげます。 ◆保健センターに「こども家庭センター」を設置し、保健福祉課と教育課が共同で妊娠期から子育て期までの途切れのない支援を行います。 ◆身体やことば、情緒の発達に支援が必要な子どもの発達支援を、白川町こども発達支援教室「おひさま」で行います。 	町 社協
児童家庭相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校に行かない（行けない）、暴力を振るう（振るわれる）、家庭で育てられないなどの悩みを持つ子どもや親・保護者の相談に応じます。 	町

事業名・取組名	内容	実施主体
こころの健康相談の充実	◆保健センターにおいて、様々なこころの健康に関する相談に精神保健福祉士・精神科医・保健師が応じます。	町
民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・支援	◆住民からの相談に迅速に対応するため、民生委員協議会を通じて情報共有を行い、適切な支援につなげます。	町 社協
困りごと・心配ごと相談事業の推進	◆毎月1回弁護士による「無料法律相談」を開設し、困りごとや心配ごとなどの相談に応じます。	社協
相談員の資質向上	◆行政の相談窓口の担当者やサービス事業所などにおける相談員に対し、指導員としての能力・資質の向上のため、研修機会の提供に努めます。	町 社協

②支え合いのネットワーク強化

地域・住民の取組

- ◆地域の支え合い団体の取組を知り、可能な方法で参加しましょう。
- ◆隣近所で気になる人がいれば、声かけや手助けをしましょう。
- ◆地域の行事や活動に積極的に参加し、地域の生活課題の把握に努めましょう。
- ◆日常生活の困りごとや、あったらいいなと思うことを自治会や社協に伝えましょう。
- ◆団体活動や民生委員・児童委員、主任児童委員の訪問活動等を通じて、支援を必要とする人の把握に努めましょう。
- ◆各地域において見守り活動を組織的に進めていくため、地域福祉に関わる団体は町や社協と連携し、見守りネットワークの構築に取り組みましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
分野を超えた多機関連携の仕組みづくり 【重層】	◆複雑化・複合化した課題に対し、チームで対応できるよう、町や社協、関係機関との連携の仕組みを構築します。	町 社協
地域包括ケアシステムの構築	◆近隣市町村と連携を図り、保健・医療・福祉の関係者や行政職員、地域団体、社協等のネットワークを構築し、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの推進を図ります。	町 社協

事業名・取組名	内容	実施主体
小地域福祉活動による助け合い活動の推進	<p>◆近隣住民同士が、高齢者や障がい者、子育て家庭等が抱える生活上の課題を地域の福祉課題として捉え、自治会組織内、あるいは民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉員等と連携して、見守り活動等の生活上の様々な支援活動を展開する小地域福祉活動を推進します。</p> <p>◆地区福祉座談会を実施することで、各地域における助け合い活動のあり方や取り組み方について、地域住民とともに検討します。</p>	町 社協
生活支援体制整備事業の推進	◆多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と、高齢者の社会参加の推進を一体的に行い、高齢者を支える地域づくりが推進できるよう、日常生活圏域ごとの「協議体」の設置を支援します。	町 社協
ボランティア活動における新たな動機付けの検討	◆地域における見守り・助け合いのネットワーク強化を図るため、デジタル地域通貨「しらかShiRaCa」をボランティア活動等の動機付けとして活用することを検討します。	町

③情報提供体制の充実

地域・住民の取組

- ◆福祉に関心を持ち、町の福祉情報を積極的に収集しましょう。
- ◆様々な媒体を通じて最新の情報を入手し、福祉に対する正しい知識を身につけましょう。
- ◆支援を求めている人に対して、自分が知っている福祉の情報を教えてみましょう。
- ◆地域で情報交換ができる場を設けましょう。
- ◆民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会役員等は、情報が届きにくい人に必要な情報を伝えましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
<p>様々な媒体を活用した福祉情報の提供</p>	<p>◆広報しらかわや白川町行政情報ウェブサイト、社協だより、各種パンフレット等を活用し、積極的な情報提供を行います。また、必要に応じて、ケーブルテレビや「すぐメール」を活用した情報提供を行います。</p> <p>◆様々な人が理解できるよう、情報バリアフリーの視点から、ウェブサイト等の閲覧支援（外国語での対応等）を行い、見やすさ、わかりやすさに配慮した情報提供を行います。</p>	<p>町 社協</p>
<p>民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会等との連携による情報提供</p>	<p>◆支援を必要としているにもかかわらず、自ら相談に来ることができない人に対して、民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会等の活動を通じて、福祉サービスに関する情報提供を行います。</p>	<p>町 社協</p>

施策2 課題に応じた支援の充実

白川町のいま

- ニートやひきこもりなどの社会からの孤立、8050問題、孤独死、ダブルケア、生活困窮や自殺といった問題が生じており、公的支援制度の狭間にあるために支援が行き届かない人が増加しています。
- 町民意識調査によると、生活困窮者を支援するために必要な取組は「自立に向けた支援相談」「就労に向けた準備の支援」、再犯防止の推進にあたり必要な取組は「犯罪特性に応じた指導及び支援等」「就労の支援」がそれぞれ上位となっており、課題に応じた適切な支援が求められています。
- また、統計データによると、高齢化が早いスピードで進行しており、令和7年にはおよそ2人に1人が高齢者となることが予想されています。ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯など的高齢者のみの世帯も年々増加しています。
- 町民意識調査によると、毎日の暮らしの中で感じる悩みや不安は、「自分の健康に関すること」「家族の健康に関すること」「収入や家計に関すること」が上位となっています。成年後見制度の認知度は前回計画策定時よりも上昇していますが、内容まで把握している人は3割程度にとどまっています。
- 今後、日常生活の金銭管理や消費契約等への社会的なサポートが必要な人が増加していくことが見込まれ、権利擁護支援のための体制を整えていく必要があります。



町民の声

物価高騰の中、生活困窮家庭が増えることも考えられる。生活困窮家庭を把握するのは難しいと思われるが、そのような家庭に対する支援を充実してほしい。（団体ヒアリング調査）

施策の方向性

多様化・複雑化する地域の福祉課題に対応するため、支援を必要としている人が適切な支援を受けられるよう、総合的な福祉の支援体制の整備や各分野の福祉サービスの充実、セーフティネットの構築を図ります。また、地域参加や社会参加を促進するための多様な機会の提供を図ります。

具体的な取組

①横断的な福祉サービスの充実

地域・住民の取組

- ◆福祉サービスについての理解に努め、適切なサービス利用に努めましょう。

- ◆事業所や町、社協に対し、生活で必要としている支援などの情報を伝えましょう。
- ◆福祉事業所は、住民のニーズに適切に対応できるように、質の高い福祉サービスの提供に努めましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
福祉サービスの質の向上	◆多くの主体の参入促進を図る方策を検討するとともに、サービス事業者の資質向上や人材確保に向けた支援を行い、サービスの質の向上に努めます。	町 社協
共生型サービスの実施	◆高齢者福祉、障がい福祉等、分野で分かれていたサービスを同一の事業所で総合的に提供する「共生型サービス」を事業者等に働きかけます。	町 社協
制度の狭間にある人への支援の充実 【重層】	◆制度の狭間にある人に対して支援を行うとともに、ニーズに応じた新しい福祉サービスの創出を検討します。	町 社協

②孤立化の防止

地域・住民の取組

- ◆地域行事や集まる場に積極的に参加しましょう。
- ◆様々なことに関心を持ち、趣味や生きがいを見つけましょう。
- ◆不安や悩みは一人で抱え込まず、民生委員・児童委員、主任児童委員に相談したり、各相談窓口を活用しましょう。
- ◆地域において、日頃から不安や悩みを相談できる関係を築きましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
ひとり暮らし高齢者の訪問事業及び社会参加活動の推進 【重層】	◆訪問による普段の生活状況の把握、ふれあいいきいきサロン活動の活性化・参加の働きかけなどにより、高齢者の孤立化防止につながります。	町 社協
高齢者等配食サービスの推進	◆ひとり暮らし高齢者等の配食サービスが必要な方に対して、生活支援事業として配食サービスを実施し、見守りと食生活の改善に努めます。	町 社協

事業名・取組名	内容	実施主体
困難を抱える人への支援体制の充実 【重層】	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活のしづらさを感じている方に対して、相談の機会や交流の場の提供と支援を行います。 ◆ニートやひきこもりといった社会参加が苦手な人の実態把握に努め、その人が地域の中で自由に集まる場の開設や自立して生活できるように支援します。 	町 社協
「いのちを守る自殺対策計画」の推進	◆「いのちを守る自殺対策計画」に基づき、総合的かつ効果的な生きることへの支援を進め、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを進めます。	町

③権利を守る仕組みづくり

地域・住民の取組

- ◆住民一人ひとりが人権意識を持って、思いやりのところで人と接しましょう。
- ◆成年後見制度などの財産や権利を守る制度について、理解を深めましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
権利擁護体制の充実	◆「成年後見制度利用促進計画」に基づき、地域の関係機関と連携し、成年後見制度を必要とする人が利用できる体制を整備します。また、制度・事業の周知と利用促進を図ります。	町
日常生活自立支援事業の周知及び利用促進	◆認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行います。	町 社協
福祉サービス事業所の第三者評価制度導入への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆岐阜県で取り組んでいる第三者評価制度について、町内の福祉サービス事業所への導入を支援します。 ◆サービス利用者からの苦情に適切に対応するため、社協において、中立・公正な立場から助言を行う第三者評価制度委員を設けます。 	町 社協

事業名・取組名	内容	実施主体
虐待防止体制の充実 【重層】	◆虐待の早期発見・早期対応に向けて、民生委員・児童委員、主任児童委員、教育機関、児童相談所、福祉施設、警察等の関係機関との連携を強化し、専門的な支援につなげる体制の構築に取り組めます。	町 社協
要保護家庭のフォローケア事業 【重層】	◆虐待を受けた子どもの保護・救済だけでなく、虐待した親や保護者に対するフォローケアについても、児童虐待・DV等予防対策地域協議会において対応を検討します。	町 社協

④経済面や居住、就労等への支援

地域・住民の取組

- ◆就労が困難な状況にある人も、必要な支援を利用しながら、自分らしい生き方を実現しましょう。
- ◆地域において、日頃から不安や悩みを相談できる関係を築き、必要に応じて相談機関につなげましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
生活困窮者自立支援制度の促進 【重層】	◆生活や仕事に不安を抱え、経済的に困窮している人の自立促進に向け、個々の状況に応じた家計の立て直しに対するアドバイスや、安定した住居と就労の確保に向けた支援等を行います。	町 社協
生活福祉資金（県社協受託） 【重層】	◆低所得者や高齢者、障がいのある人の生活の安定と経済的自立のため、必要な相談や支援に応じるとともに、資金の貸付けを行います。（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金）	社協
緊急援護資金貸付事業 【重層】	◆低所得世帯を対象として、緊急の出費に対して資金を貸し付けることにより、安定した生活を支援します。	社協
自立と社会参加に向けた就労支援 【重層】	◆年齢や障がいの有無にかかわらず、社会から孤立している人や生活が困窮している世帯の社会参加や社会的自立に向けて、関係機関と連携しながら相談支援や情報提供を行い、就労支援を進めます。	町 社協

事業名・取組名	内容	実施主体
シルバー人材センター活動の活性化支援	◆定年退職者等のライフスタイルに合わせた軽易な就業による生きがいのある生活の実現や、高齢者の能力を活かした地域社会づくりに貢献していくため、シルバー人材センターの育成と円滑な事業運営を支援します。	町

⑤社会復帰を目指す人への支援

地域・住民の取組

- ◆犯罪から立ち直ろうとする人などが孤立することなく、地域の一員として社会復帰することへの理解を持ちましょう。
- ◆地域で見守り、必要に応じて相談機関につなげましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
再犯防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆「再犯防止推進計画」に基づき、犯罪をした人が再び犯罪に手を染めてしまうことがないように、就学、就労、住居、保健医療、福祉サービス等の関係機関等と連携し、必要な支援を行います。 ◆必要に応じて、県や近隣市町村との連携により対応を進めます。 	町

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

施策1 防災・防犯対策の推進

白川町のいま

- 近年、大規模災害が全国各地で頻発しており、災害発生直後の安否確認や被災者の救出など、緊急時において地域活動が果たす役割がますます重要となっています。また、全国的に高齢者を狙った詐欺事件や、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる事件が相次いでいます。
- 町民意識調査によると、毎日の暮らしの中で感じる悩みや不安について、「災害に関すること」は2割程度にとどまっていますが、前回計画策定時より増加しています。
- 団体へのヒアリング調査においても、今後本町で重点的に進めるべきだと思う取組として「避難行動要支援者の把握と対応」を挙げる意見がみられます。
- 地域のつながりを深め、住民一人ひとりの防災意識と災害等緊急時の支援体制を強化するとともに、安心・安全のまちづくりに向けて、事故や犯罪の起こりにくい環境づくりを進めていく必要があります。



町民の声

災害発生への心配（風水害）がある。（町民意識調査）
今後、まちに女性消防団ができると良い。（団体ヒアリング調査）

施策の方向性

自然災害発生時の迅速な対応に向けて、地域の自主防災活動の組織化を進めるとともに、発生時に自分の身を守ることが困難な人に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行える体制の構築を図ります。

また、安心・安全な地域づくりに向けて、地域の見守り活動の推進等により、犯罪の防止に取り組めます。

具体的な取組

①緊急時・災害時に備えた体制づくり

地域・住民の取組

- ◆近所の人顔が分かる地域づくりをしましょう。
- ◆災害時には自分の命は自分で守るという意識を持ち、自分の身を守る知識を身につけましょう。

- ◆防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ◆避難場所・経路を確認する、防災用品を備えるなど、日頃から災害に備えましょう。
- ◆地域の自主防災組織を確立し、災害時や緊急時に支援し合える体制を整備しましょう。
- ◆地域で災害時に避難が必要な人を把握し、対応する方法について検討しましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
見守り・緊急対応の仕組みづくりの推進	◆高齢者など支援を要する人の見守りや、災害時の緊急対応の仕組みづくりなど、喫緊の課題対策に重点的に取り組みます。	町 社協
防災体制の充実・強化	◆地域防災計画や防災マップの作成、防災訓練の実施等に取り組むとともに、防災に関する情報を周知し、防災体制の充実と強化を図ります。	町
災害時の支援体制づくり	◆地域防災計画、避難行動要支援者避難支援プランに従い、災害時の緊急連絡や円滑な避難支援に向けた体制を強化するとともに、計画の周知に取り組みます。	町
避難行動要支援者の支援	◆高齢者や障がい者など、災害時に地域の支援が必要な方に対し、要支援者個別台帳への登録を促進し、同意を得た上で関係機関と情報を共有していきます。 ◆要支援者の状況に応じた災害時における避難行動支援体制の構築を図ります。	町
福祉避難所の整備	◆要配慮者が安心した避難生活を送れるよう福祉避難所の確保と環境の充実を図るとともに、福祉避難所の実地訓練を行います。	町 社協
災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施	◆円滑かつ効率的な被災者支援が行えるよう、毎年度訓練を行い、災害ボランティアセンターの運営方法や災害時における協力の具体的な内容などについての確認を行います。	町 社協

②地域の防犯力の強化

地域・住民の取組

- ◆家庭での防犯対策に取り組みましょう。
- ◆日頃からお互いに声をかけ合うことのできる人間関係を構築しましょう。
- ◆地域の様々な機関と連携しながら、見守り活動を行いましょう。

◆悪徳商法や振り込め詐欺などの消費者問題に関心を持ち、被害に遭わないよう注意しましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
防犯意識の向上	◆警察など関係機関と連携を図りながら、犯罪に関する情報とその防止についての情報を提供し、住民の防犯に対する意識の高揚を図り、犯罪被害の防止につなげます。	町
防犯体制づくりの推進	◆見守り活動、防犯パトロール等、地域住民や関係団体の協力を得ながら、地域の防犯活動を実施します。	町
防災灯の設置	◆設置要綱に基づき、地域の要望に応じて防災灯の設置を行います。	町
空き家等の適正管理	◆空き家バンクへの登録を通じて、空き家等の適正管理を図り、安全安心な生活環境の確保とまちづくり活動の促進に努めます。	町

施策2 公共交通・移送手段の整備

白川町のいま

- 障がい者や要介護者など一人では公共交通機関を利用することが困難な人や、車を運転できない高齢者等、移動に制約のある人が増加しています。
- 町民意識調査によると、住んでいる地域で感じる問題や課題として、約4割が「移動・交通の利便性が低い」を挙げており、前回計画策定時より改善がみられますが、2番目に多くなっています。
- また、町民意識調査では、ご近所や地域の人に手助けできることについて、「買い物の代行」が約3割、「外出時の付き添いや送迎」が約2割となっています。
- 誰もがいつまでも住み続けられる町にするため、移動が困難な人や制約がある人に対する移送支援策として、公共交通や福祉交通に加え、地域住民も巻き込んだ新たな支援策の充実が必要です。



町民の声

食料品を買うにしても車が必要で、免許返納した後、とても不便になることを心配している。（町民意識調査）

施策の方向性

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての人が住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、気軽に安心して移動できる環境を整備していきます。

また、多くの人々が利用する公共施設などのバリアフリー化を進め、人にやさしいまちづくりを推進していきます。

具体的な取組

①外出・移動の充実

地域・住民の取組

- ◆道路等の美化に努めましょう。
- ◆交通ルールを守り、安全に気をつけましょう。
- ◆障がい者等用駐車スペースを正しく利用しましょう。
- ◆運転ボランティアなど、空き時間を活用したボランティアに取り組みましょう。
- ◆買い物や通院に困る人がいれば、声かけや見守りを行いましょう。

町・社協の主な事業・取組

事業名・取組名	内容	実施主体
地域公共交通「おでかけしらかわ」の運行	◆地域・交通事業者と連携を図り、高齢者や高校生などの利用者や地域のニーズを把握し、それぞれの地域の実情に合った運行の実施に努めます。	町
ハンドル形電動車いす購入費助成事業	◆自動車運転免許の自主返納や保有していない高齢者の外出する際の利便性の向上と、自立した生活を支援することを目的に、ハンドル形電動車いすの購入に係る費用を助成します。	町
障がいのある人への交通費助成	◆人工透析のため通院している人に交通費を助成します。 ◆精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、通院に係る交通費を助成します。 ◆自立や就労を支援するため、就労継続支援等の事業所に通所している人に交通費を助成します。	町
自動車改造助成事業	◆身体障がいがある人が運転する自動車の運転装置の改造に係る費用を助成します。	町
介助用自動車購入・改造助成事業	◆重度の身体障がいがある人の介助用に使用する自動車の購入・改造に係る費用を助成します。	町
障がい者自動車運転免許取得費助成事業	◆身体障がい者、知的障がい者が就労等のため自動車を必要とする場合、自動車運転免許の取得に係る費用を助成します。	町
移送サービス事業	◆ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がい者等に対して、福祉車両の貸し出しや運転ボランティアによる福祉車両の送迎を実施することにより、日常生活の行動範囲の拡大、社会参加の促進を図ります。	町 社協
福祉有償運送事業	◆高齢者や障がい者などの移動制約者の移動手段として、社会福祉協議会とともに福祉有償運送制度について検討を行うとともに、その実現に努めます。	町 社協

第 5 章

白川町成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の背景と趣旨

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条第 1 項において、市町村は、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により、物事を判断することに難しさや不安のある人が、その人らしく安心して日常生活が営めるようにするためには、それぞれのおかれている状況に応じて必要な支援を行うことが必要です。成年後見制度は、そのような人の尊厳のある暮らしを維持するため、本人の権利を守る成年後見人等を選び、その成年後見人等が身上保護（住まい・医療・介護等の様々なことに関する選択や決定の支援及び必要な手続きなど）を行うことによって、本人を法律的に支援する制度です。

本町では、成年後見制度の利用促進、関係機関や地域住民との連携強化などを推進し、すべての住民が安心した生活が送れるようサポートしていきます。

2 計画の基本方針

国においては、令和 4 年 3 月に「第 2 期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。本町においても、国の計画の方針を踏まえて取組を推進します。

■国の「第 2 期成年後見制度利用促進基本計画」における基本的な考え方

◆地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。

- ①本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
- ②成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
- ③成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
- ④任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
- ⑤不正防止等の方策を推進すること

◆司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。

3 具体的な取組

事業名・取組名	内容
権利擁護支援のためのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆町保健福祉課に「成年後見支援センター」を設置し、権利擁護の支援ネットワークのための中核機関として関係機関との調整を図ります。 ◆権利擁護支援の必要な人の発見・支援や、早期からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した支援体制等について、実現できるネットワークの構築を図ります。 ◆本人を日常的に見守り、本人の意思の把握とそれに基づいた対応を行う「チーム」や、チームに対し法律・福祉等の専門職や関係機関が支援する「協議会」の設置を検討します。 ◆可茂圏域2市8町村と連携・協働して、「可茂圏域権利擁護支援推進協議会」を組織し、本町における権利擁護体制の向上を図ります。
成年後見制度の周知及び利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が適正にサービスを利用できるよう、成年後見制度の普及、活用促進を図ります。
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆中核機関の運営をする町保健福祉課において相談を受け付けるとともに、適切な支援へつなぎます。
成年後見制度利用支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者や障がい者の成年後見制度の利用にあたり、首長申し立てを行うとともに、必要経費負担能力のない人に対する経費の一部または全部を助成します。
後見人の育成と支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆社協が実施する法人後見の支援を継続します。 ◆市民後見人による後見業務がふさわしいケースがあった場合は、後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の整備等を行います。 ◆岐阜県や近隣市町村と連携し、市民後見人の育成や法人後見の増加に向けた検討を進めます。

第 6 章 白川町再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と趣旨

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方計画を定めるよう努めるものとされています。

犯罪や非行をした人等の中には、貧困や厳しい成育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないことから、社会復帰後に地域社会で孤立させないような取組を推進していく必要があります。

犯罪をした人等の立ち直りを支援し、再犯防止の推進に向けて様々な団体や関係機関と連携するとともに、住民一人ひとりの理解を深める啓発活動や情報発信を行い、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

2 計画の基本方針

国においては、令和5年3月に「第2次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。また、岐阜県においては、令和5年3月に「第2期岐阜県再犯防止推進計画」が策定されています。本町においても、これらの計画の方針を踏まえて取組を推進します。

■国の「第2次再犯防止推進計画」における5つの基本方針

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

3 具体的な取組

事業名・取組名	内容
就労や住居の確保	<p>◆生活困窮者自立支援制度などにより、関係機関等との連携のもと、犯罪をした人等の就労や住居を確保するための支援を行い、社会復帰を目指すとともに再犯防止につなげます。</p>
保健医療・福祉サービス利用の促進	<p>◆犯罪をした人等のうち、高齢や障がいがあるなど複合的な要因により自立した生活を営むことが困難になっている人等について、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関との連携を図ります。</p>
地域と連携した支援の実施	<p>◆安心・安全に暮らせる社会の実現に寄与するため、更生保護に携わる保護司や更生保護女性会の活動を支援します。</p> <p>◆青少年の非行防止のため、青少年非行・被害防止街頭啓発活動やパトロール活動等を実施します。</p> <p>◆保護観察対象少年の再非行防止のため、保護司と学校等との情報共有・連携を図ります。</p>
再犯防止の広報・啓発活動の推進	<p>◆「社会を明るくする運動」等を通じて、犯罪被害者の心情に考慮しつつ、住民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるための啓発を行います。</p> <p>◆人権啓発として、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくす」ため、また、「犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図る」ための啓発を行います。</p>
相談支援体制の充実	<p>◆更生保護サポートセンターや医療・福祉関係機関、就労支援機関等と連携し、犯罪をした人等を必要な支援へ結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止につなげます。</p> <p>◆生活福祉資金貸付事業等の制度を利用した支援を通じて、犯罪をした人等が社会復帰につながるよう支援します。</p>
関係機関との連携強化	<p>◆再犯防止に関係する取組を推進するため、岐阜県や近隣市町村、関係機関、民間団体等との連携を強化します。</p>

第 7 章 今後の推進にあたって

1 協働による計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。

住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域の福祉コミュニティを形成するため、住民をはじめ、民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会・自治協議会、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を担い、協力し、協働することによって、本計画の推進を図ります。

(1) 地域住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。

地域で支え合える関係をつくっていくため、地域社会の構成員の一人として、声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど、自分がすぐにでも取り組めることから始め、地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、支え合い活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の人々が自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。

民生委員・児童委員、主任児童委員には「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが期待されます。また、虐待や暴力、生活困窮等の問題をはじめ、対応が困難な問題を抱えている人などを早期発見・相談・支援へとつなぐ、より地域に密着した身近な地域福祉の担い手となることが期待されます。

(3) 自治会・自治協議会の役割

地域福祉を推進していくうえで、地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動などについては、自治会・自治協議会の役割がより一層重要であり、より安全で住みよい、魅力あふれる地域づくりに取り組むことが期待されます。

(4) ボランティア、NPOの役割

ボランティア、NPOには、住民が地域福祉活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを提供することが期待されます。また、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、地域の福祉ニーズへの対応を図る活動団体としての役割が期待されます。

(5) 福祉施設・福祉関係事業者の役割

福祉関係事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等にあたっては、施設や施設利用者と地域との距離がより縮まるよう、積極的な発信を行うとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されます。

さらに、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しいサービスの創出を図るとともに、関係者自身が地域の一員として地域活動へ参加し、より一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

(6) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられています。そのため、行政と協働して今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において地域住民や各種団体、行政との調整役としての役割を果たしていきます。

(7) 行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や関係団体等の自主的な取組が重要な役割を担います。そして、行政は住民福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

地域住民や関係団体等の自主的な取組を様々な形で支援するため、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、福祉関係事業者などのそれぞれの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための後方支援を行っていきます。

また、社会環境（人口減少、少子高齢化等）の変化に伴い、福祉ニーズも急激に変化してきていることから、それらに対応しつつ、制度の狭間にある福祉課題へ対応するため、高齢者、障がい者、児童福祉施策など各部門施策間の整合性を高め、福祉施策全体としてより効果が見込めるよう、庁内の連携体制の強化を図ります。

2 計画の推進体制と評価

本計画は、地域福祉の分野に関連する施策を具体的に展開するための計画であり、地域福祉を推進する基本計画です。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念等がより効果的に展開されるよう、整合を図ります。

また、本計画の効果的な推進を図るため、PDCAサイクル（計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action））により、計画の評価・見直しを行うとともに、必要に応じて関係機関と協議を行います。

資料編

1 策定経過

年 月 日	内 容
令和5年10月23日～ 11月2日	町民意識調査の実施
令和5年10月23日～ 11月2日	団体ヒアリング調査の実施
令和6年8月21日～29日	地区福祉座談会の実施
令和6年10月29日	令和6年度第1回白川町地域福祉計画・白川町地域福祉活動計画策定委員会
令和6年12月12日	令和6年度第2回白川町地域福祉計画・白川町地域福祉活動計画策定委員会
令和7年1月21日～ 2月4日	パブリックコメントの実施

2 白川町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項の規定に基づく白川町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、白川町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、福祉関係者、地域活動団体関係者、行政関係者、その他町長が必要と認める者のうちから選任する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総括し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定されるまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員任命後の最初の会議は、町長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(実務者会議)

第7条 委員会は、事業の遂行を図るため実務者会議を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

3 白川町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同)

氏名	団体・役職	備考
野尻 基	医療法人白水会白川病院 院長	
今井 達美	白川町民生委員児童委員協議会 会長	委員長
有田 恒文	地区福祉会 代表	
室井 光	身体障害者福祉協会 白川町分会長	
近藤 浩晃	障がい者相談支援センターまごころ 相談支援専門員	副委員長
鈴木 逸策	白川町シニアクラブ連合会 会長	
小栗 敏弘	青少年育成町民会議 会長	
長尾 隆	一般社団法人シルバー人材センター 事務局長	
山中 剛彦	白川町消防団 団長	
藤井 勝則	白川町商工会 事務局長	



第4期白川町地域福祉計画・白川町地域福祉活動計画
令和7年3月

発行：白川町・社会福祉法人 白川町社会福祉協議会

編集：白川町役場 保健福祉課

〒509-1105 岐阜県加茂郡白川町河岐 1645 番地1

TEL 0574-72-2317(代)

社会福祉法人 白川町社会福祉協議会

〒509-1113 岐阜県加茂郡白川町三川 2065 番地2

TEL 0574-72-2327(代)